

令和6年度 第2回 野田市公契約審議会

日 時 令和7年2月12日（水）

16時から

場 所 市役所低層棟4階 委員会室

次 第

1 開 会

2 副市長挨拶

3 議 事

(1) 令和5年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

(2) 令和7年度の工事請負契約に係る最低額について

(3) 令和7年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低額について

4 その他

5 閉 会

I 令和5年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

1 適用件数及び適用労働者数

(1) 適用件数

令和5年度に賃金の支払があった契約等の件数は、工事請負契約 37 件（令和4年度に契約し、工期が令和5年度にまたがる工事を含む。令和5年度に契約し、工期が令和6年度にまたがる工事は除く。）、業務委託契約 23 件、指定管理協定（導入施設数）39 件の合計 99 件となっている。

区 分			元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	
工事請負契約			市	11	15	24	21	27
			水道事業	8	6	9	3	10
業務委託契約	市	1 千万円以上	17	18	18	17	19	
		(1) 施設の設備又は機器の 運転又は管理に関する 契約	6	6	6	6	6	
		(2) 施設の設備又は機器の 保守点検に関する契約	1	2	3	2	3	
		(3) 施設の清掃に関する契 約	2	2	2	2	2	
		(4) 施設の電話交換、受付 及び案内に関する契約	1	1	1	1	1	
		(5) 施設の警備及び駐車場の 整理に関する契約	1	1	0	0	0	
		(6) 不燃物の処理施設の設 備及び機器の運転その 他の管理に関する契約	1	1	1	1	1	
		(7) 学校給食の調理及び運 搬に関する契約	5	5	5	5	6	
		1 千万円未満で市長が特別に定める契約	2	2	2	2	2	
	水道事業			2	2	2	2	2
指定管理協定			市	36	34	33	39	39
			水道事業	0	0	0	0	0
合 計			76	77	88	84	99	

(2) 適用労働者数

令和５年度に賃金の支払を受けた労働者数は、工事請負契約 581 人（令和４年度に契約し、工期が令和５年度にまたがる工事を含む。令和５年度に契約し、工期が令和６年度にまたがる工事は除く。）、業務委託契約 483 人、指定管理協定 680 人の合計 1,744 人となっている。

なお、全ての適用労働者について、支払われた賃金が市が定める最低額を上回っていることを確認した。

区分	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
工 事	247	318	553	605	581
業務委託	489	487	479	481	483
指定管理	718	633	599	684	680
合計	1,454	1,438	1,631	1,770	1,744

２ 工事請負契約に係る適用労働者数及び賃金の支払状況

(1) 適用労働者数

令和５年度の市が定める最低額が適用される工事請負契約は 26 件（令和５年度に契約し、工期が令和６年度にまたがる工事は除く。）で、労働者は 410 人であった。

職種別に見ると、普通作業員が 181 人（44.14％）で最も多く、次いで軽作業員 95 人（23.17％）となっている。

No.	種別	件 名	担当課	人数
1	土木一式	準用河川改修工事	管理課	10 人
2	土木一式	枝線管渠布設工事（５－１工区）	下水道課	25 人
3	土木一式	枝線管渠布設工事（５－２工区）	下水道課	5 人
4	土木一式	枝線管渠布設工事（５－３工区）	下水道課	4 人
5	土木一式	枝線管渠布設工事（５－４工区）	下水道課	18 人
6	土木一式	枝線管渠布設工事（５－６工区）	下水道課	5 人
7	土木一式	阿部沼第１号調整池築造工事（その１）	下水道課	11 人
8	土木一式	道路築造工事	都市整備課	7 人
9	土木一式	上花輪新町配水管布設替工事	水道部	3 人
10	土木一式	中根配水管布設替工事（その１）	水道部	5 人
11	土木一式	今上配水管布設替工事	水道部	12 人
12	土木一式	野田配水管布設替工事（その１）	水道部	20 人
13	建築一式	野田市立尾崎小学校トイレ改修工事	営繕課	43 人

14	建築一式	野田市立木間ヶ瀬小学校トイレ改修工事	営繕課	19 人
15	建築一式	野田市立二ツ塚小学校トイレ改修工事	営繕課	17 人
16	建築一式	野田市立山崎小学校トイレ改修工事	営繕課	27 人
17	建築一式	野田市いちいのホール外壁改修工事	営繕課	24 人
18	建築一式	野田市立関宿中央小学校A系統トイレ改修工事	営繕課	37 人
19	電気	中根配水場監視カメラ更新工事	水道部	5 人
20	管	野田市本庁舎空調機（ACU-1～3・6）改修工事	営繕課	20 人
21	ほ装	春日町舗装修繕工事	道路建設課	24 人
22	機械器具設置	清掃工場機械修繕工事	清掃管理課	14 人
23	機械器具設置	清掃工場2号炉ろ過式集じん装置修繕及び1号炉ろ布交換工事	清掃管理課	23 人
24	機械器具設置	第二清掃工場沈砂バキュームポンプ更新、砂ろ過塔ろ材交換、焼却設備修繕工事	清掃管理課	18 人
25	機械器具設置	中根配水場No.2 配水ポンプ更新工事	水道部	4 人
26	さく井	中根配水場井戸掘削工事	水道部	10 人
合計				410 人

【参考】令和4年度最低額適用で工期が令和5年度にまたがる工事（11件）

No.	種別	件 名	担当課	人数
1	土木一式	六丁四反調整池築造工事	管理課	17 人
2	土木一式	野田市駅前広場整備工事（その1）	都市整備課	6 人
3	土木一式	野田市駅前広場整備工事（その2）	都市整備課	10 人
4	土木一式	道路築造工事	都市整備課	8 人
5	土木一式	愛宕駅西口駅前広場築造工事（その2）	愛宕駅周辺地区市街地整備事務所	27 人
6	建築一式	野田市立岩木小学校トイレ改修工事	営繕課	74 人
7	電気	桐ヶ作配水場遠方監視制御装置更新工事	水道部	2 人
8	電気	桐ヶ作配水場電気設備更新工事	水道部	8 人
9	管	野田市関宿学校給食センターボイラー等改修工事	営繕課	9 人
10	機械器具設置	阿部沼第3号調整池排水ポンプ設置工事	下水道課	6 人
11	機械器具設置	中根配水場No.1 配水ポンプ更新工事	水道部	4 人
合計				171 人

【参考】令和 5 年度最低額適用で工期が令和 6 年度にまたがる工事（6 件）

No.	種別	件 名	担当課
1	土木一式	南部 1 号幹線築造工事（その 5）	下水道課
2	建築一式	野田市営福田体育館耐震補強及び大規模改修工事	営繕課
3	建築一式	愛宕駅西口駅前広場整備工事	愛宕駅周辺地区市街地整備事務所
4	電気	遠方監視装置更新工事	水道部
5	電気	木間ヶ瀬浄水場非常用自家発電機設備更新工事	水道部
6	機械器具設置	新江川排水機場 2 号電動機分解整備工事	農政課

(2) 賃金の支払状況

公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）の 85%以上 90%未満が 50.98%と最も高くなっており、令和 4 年度と比較して 15.15%上昇した。90%以上 100%未満は 20.97%で、令和 4 年度と比較して 15.33%低下し、100%以上は 28.05%で、令和 4 年度と比較して 0.18%上昇した。

従事割合が最も多い普通作業員で見ると、85%以上 90%未満は 49.17%、90%以上 100%未満は 24.31%、100%以上は 26.52%となっている。

【直近 5 年の推移】

労務単価に 対する割合	元年度		2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
85%～86%	61	21.87%	75	14.85%	136	20.24%	79	18.50%	100	24.39%
86%～87%	16	5.73%	47	9.31%	42	6.25%	37	8.66%	16	3.90%
87%～88%	21	7.53%	41	8.12%	37	5.50%	15	3.51%	28	6.83%
88%～89%	19	6.81%	26	5.15%	34	5.06%	11	2.58%	48	11.71%
89%～90%	8	2.87%	19	3.76%	26	3.87%	11	2.58%	17	4.15%
85%～90%小計	125	44.81%	208	41.19%	275	40.92%	153	35.83%	209	50.98%
90%～100%	81	29.03%	129	25.54%	150	22.32%	155	36.30%	86	20.97%
100%以上	73	26.16%	168	33.27%	247	36.76%	119	27.87%	115	28.05%
86%以上小計	218	78.13%	430	85.15%	536	79.76%	348	81.50%	310	75.61%
合 計	279	100%	505	100%	672	100%	427	100%	410	100%

【職種別の労働者数及び賃金支払状況】

労働者数			賃金支払状況		
職種	人数	割合	区分	人数	割合
特殊作業員	30 人	7.31%	85%以上 90%未満	17 人	56.67%
			90%以上 100%未満	11 人	36.67%
			100%以上	2 人	6.66%
普通作業員	181 人	44.14%	85%以上 90%未満	89 人	49.17%
			90%以上 100%未満	44 人	24.31%
			100%以上	48 人	26.52%
軽作業員	95 人	23.17%	85%以上 90%未満	27 人	28.42%
			90%以上 100%未満	18 人	18.95%
			100%以上	50 人	52.63%
とび工	9 人	2.19%	85%以上 90%未満	7 人	77.78%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	2 人	22.22%
電工	11 人	2.68%	85%以上 90%未満	3 人	27.28%
			90%以上 100%未満	4 人	36.36%
			100%以上	4 人	36.36%
塗装工	3 人	0.73%	85%以上 90%未満	3 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
特殊運転手	7 人	1.71%	85%以上 90%未満	5 人	71.42%
			90%以上 100%未満	1 人	14.29%
			100%以上	1 人	14.29%
一般運転手	2 人	0.49%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	2 人	100%
			100%以上	0 人	0%
土木一般 世話役	4 人	0.98%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	25.00%
			100%以上	3 人	75.00%
左官	7 人	1.71%	85%以上 90%未満	7 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
配管工	8 人	1.95%	85%以上 90%未満	7 人	87.50%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	1 人	12.50%
はつり工	4 人	0.98%	85%以上 90%未満	3 人	75.00%
			90%以上 100%未満	1 人	25.00%
			100%以上	0 人	0%

防水工	8 人	1. 95%	85%以上 90%未満	8 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
内装工	8 人	1. 95%	85%以上 90%未満	3 人	37. 50%
			90%以上 100%未満	4 人	50. 00%
			100%以上	1 人	12. 50%
建具工	4 人	0. 98%	85%以上 90%未満	4 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
交通誘導員 B	25 人	6. 10%	85%以上 90%未満	25 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
機械設備 据付工	4 人	0. 98%	85%以上 90%未満	1 人	25. 00%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	3 人	75. 00%
合計	410 人	100%	85%以上 90%未満	209 人	50. 98%
			90%以上 100%未満	86 人	20. 97%
			100%以上	115 人	28. 05%

【参考】工種別の状況

(1) 土木一式

対象工事 12 件において 125 人の労働者が従事した。

公共工事設計労務単価の 85%以上 90%未満は 45.60%（前年度比+19.41%）、90%以上 100%未満は 29.60%（同+1.03%）、100%以上は 24.80%（同▲20.44%）となっており、85%以上 90%未満の割合が最も高い。

従事割合が最も多い普通作業員で見ると、85%以上 90%未満は 49.15%、90%以上 100%未満は 30.51%、100%以上は 20.34%となっている。

労働者数			賃金支払状況		
職種	人数	割合	区分	人数	割合
特殊作業員	20 人	16.00%	85%以上 90%未満	11 人	55.00%
			90%以上 100%未満	8 人	40.00%
			100%以上	1 人	5.00%
普通作業員	59 人	47.20%	85%以上 90%未満	29 人	49.15%
			90%以上 100%未満	18 人	30.51%
			100%以上	12 人	20.34%
軽作業員	27 人	21.60%	85%以上 90%未満	6 人	22.22%
			90%以上 100%未満	7 人	25.93%
			100%以上	14 人	51.85%
特殊運転手	6 人	4.80%	85%以上 90%未満	4 人	66.66%
			90%以上 100%未満	1 人	16.67%
			100%以上	1 人	16.67%
一般運転手	2 人	1.60%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	2 人	100%
			100%以上	0 人	0%
土木一般 世話役	3 人	2.40%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	33.33%
			100%以上	2 人	66.67%
配管工	2 人	1.60%	85%以上 90%未満	1 人	50.00%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	1 人	50.00%
交通誘導員 B	6 人	4.80%	85%以上 90%未満	6 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
合 計	125 人	100%	85%以上 90%未満	57 人	45.60%
			90%以上 100%未満	37 人	29.60%
			100%以上	31 人	24.80%

(2) 建築一式

対象工事6件において167人の労働者が従事した。

公共工事設計労務単価の85%以上90%未満は57.49%（前年度比▲6.64%）、90%以上100%未満は14.97%（同▲11.12%）、100%以上は27.54%（同+17.76%）となっており、85%以上90%未満の割合が最も高い。

従事割合が最も多い普通作業員で見ると、85%以上90%未満は30.77%、90%以上100%未満は25.00%、100%以上は44.23%となっている。

労働者数			賃金支払状況		
職 種	人数	割合	区 分	人数	割合
特殊作業員	5 人	2.99%	85%以上90%未満	4 人	80.00%
			90%以上100%未満	1 人	20.00%
			100%以上	0 人	0%
普通作業員	52 人	31.14%	85%以上90%未満	16 人	30.77%
			90%以上100%未満	13 人	25.00%
			100%以上	23 人	44.23%
軽作業員	38 人	22.75%	85%以上90%未満	15 人	39.47%
			90%以上100%未満	6 人	15.79%
			100%以上	17 人	44.74%
とび工	9 人	5.39%	85%以上90%未満	7 人	77.78%
			90%以上100%未満	0 人	0%
			100%以上	2 人	22.22%
電工	5 人	2.99%	85%以上90%未満	2 人	40.00%
			90%以上100%未満	0 人	0%
			100%以上	3 人	60.00%
塗装工	3 人	1.80%	85%以上90%未満	3 人	100%
			90%以上100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
左官	7 人	4.19%	85%以上90%未満	7 人	100%
			90%以上100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
配管工	6 人	3.59%	85%以上90%未満	6 人	100%
			90%以上100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
はつり工	4 人	2.40%	85%以上90%未満	3 人	75.00%
			90%以上100%未満	1 人	25.00%
			100%以上	0 人	0%
防水工	8 人	4.79%	85%以上90%未満	8 人	100%
			90%以上100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
内装工	8 人	4.79%	85%以上90%未満	3 人	37.50%
			90%以上100%未満	4 人	50.00%
			100%以上	1 人	12.50%
建具工	4 人	2.40%	85%以上90%未満	4 人	100%
			90%以上100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%

交通誘導員 B	18 人	10.78%	85%以上 90%未満	18 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
合 計	167 人	100%	85%以上 90%未満	96 人	57.49%
			90%以上 100%未満	25 人	14.97%
			100%以上	46 人	27.54%

(3) 電気

対象工事 1 件において 5 人の労働者が従事した。

公共工事設計労務単価の 85%以上 90%未満は 40.00%（前年度比▲10.00%）、90%以上 100%未満は 40.00%（同+40.00%）、100%以上は 20.00%（同▲30.00%）となっている。

従事割合が最も多い電工で見ると、90%以上 100%未満が 100%となっている。

労働者数			賃金支払状況		
職種	人数	割合	区分	人数	割合
普通作業員	1 人	20.00%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	1 人	100%
軽作業員	1 人	20.00%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
電 工	2 人	40.00%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	2 人	100%
			100%以上	0 人	0%
特殊運転手	1 人	20.00%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
合 計	5 人	100%	85%以上 90%未満	2 人	40.00%
			90%以上 100%未満	2 人	40.00%
			100%以上	1 人	20.00%

(4) 管

対象工事 1 件において 20 人の労働者が従事した。

公共工事設計労務単価の 85%以上 90%未満は 35.00%（前年度比▲18.34%）、90%以上 100%未満は 30.00%（前年度比▲3.33%）、100%以上は 35.00%（前年度比+21.67%）となっており、85%以上 90%未満の割合と 100%以上の割合が同じである。

従事割合が最も多い軽作業員で見ると、85%以上 90%未満は 20.00%、90%以上 100%未満は 20.00%、100%以上は 60.00%となっている。

労働者数			賃金支払状況		
職種	人数	割合	区分	人数	割合
普通作業員	6 人	30.00%	85%以上 90%未満	4 人	66.67%
			90%以上 100%未満	2 人	33.33%
			100%以上	0 人	0%
軽作業員	10 人	50.00%	85%以上 90%未満	2 人	20.00%
			90%以上 100%未満	2 人	20.00%
			100%以上	6 人	60.00%
電工	4 人	20.00%	85%以上 90%未満	1 人	25.00%
			90%以上 100%未満	2 人	50.00%
			100%以上	1 人	25.00%
合 計	20 人	100%	85%以上 90%未満	7 人	35.00%
			90%以上 100%未満	6 人	30.00%
			100%以上	7 人	35.00%

(5) ほ装

対象工事1件において24人の労働者が従事した。

公共工事設計労務単価の85%以上90%未満は20.83%（前年度比▲6.76%）、90%以上100%未満が29.17%（同▲1.86%）、100%以上が50.00%（同+8.62%）となっており、100%以上の割合が最も高い。

従事割合が最も多い普通作業員で見ると、85%以上90%未満は15.38%、90%以上100%未満は30.77%、100%以上は53.85%となっている。

労働者数			賃金支払状況		
職種	人数	割合	区分	人数	割合
特殊作業員	4 人	16.66%	85%以上 90%未満	2 人	50.00%
			90%以上 100%未満	2 人	50.00%
			100%以上	0 人	0%
普通作業員	13 人	54.17%	85%以上 90%未満	2 人	15.38%
			90%以上 100%未満	4 人	30.77%
			100%以上	7 人	53.85%
軽作業員	6 人	25.00%	85%以上 90%未満	1 人	16.67%
			90%以上 100%未満	1 人	16.67%
			100%以上	4 人	66.66%
土木一般 世話役	1 人	4.17%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	1 人	100%
合 計	24 人	100%	85%以上 90%未満	5 人	20.83%
			90%以上 100%未満	7 人	29.17%
			100%以上	12 人	50.00%

(6) 機械器具設置

対象工事4件において59人の労働者が従事した。

公共工事設計労務単価の85%以上90%未満は64.41%（前年度比+35.00%）、90%以上100%未満は13.56%（同▲39.38%）、100%以上は22.03%（同+4.38%）となっており、85%以上90%未満の割合が最も高い。

従事割合が最も多い普通作業員で見ると、85%以上90%未満は77.08%、90%以上100%未満は12.50%、100%以上は10.42%となっている。

労働者数			賃金支払状況		
職種	人数	割合	区分	人数	割合
特殊作業員	1人	1.69%	85%以上90%未満	0人	0%
			90%以上100%未満	0人	0%
			100%以上	1人	100%
普通作業員	48人	81.36%	85%以上90%未満	37人	77.08%
			90%以上100%未満	6人	12.50%
			100%以上	5人	10.42%
軽作業員	6人	10.17%	85%以上90%未満	0人	0%
			90%以上100%未満	2人	33.33%
			100%以上	4人	66.67%
機械設備 据付工	4人	6.78%	85%以上90%未満	1人	25.00%
			90%以上100%未満	0人	0%
			100%以上	3人	75.00%
合 計	59人	100%	85%以上90%未満	38人	64.41%
			90%以上100%未満	8人	13.56%
			100%以上	13人	22.03%

(7) さく井

対象工事1件において10人の労働者が従事した。

公共工事設計労務単価の85%以上90%未満は40.00%、90%以上100%未満は10.00%、100%以上は50.00%となっており、100%以上の割合が最も高い。（令和4年度は、さく井工事の適用がなかったため前年度との比較無し）

従事割合が最も多い軽作業員で見ると、85%以上90%未満は28.57%、90%以上100%未満は0%、100%以上は71.43%となっている。

労働者数			賃金支払状況		
職種	人数	割合	区分	人数	割合
普通作業員	2人	20.00%	85%以上90%未満	1人	50.00%
			90%以上100%未満	1人	50.00%
			100%以上	0人	0%
軽作業員	7人	70.00%	85%以上90%未満	2人	28.57%
			90%以上100%未満	0人	0%
			100%以上	5人	71.43%
交通誘導員B	1人	10.00%	85%以上90%未満	1人	100%
			90%以上100%未満	0人	0%
			100%以上	0人	0%
合 計	10人	100%	85%以上90%未満	4人	40.00%
			90%以上100%未満	1人	10.00%
			100%以上	5人	50.00%

3 職種（普通作業員）の確認状況

令和3年度に発注する工事から、作業内容に応じ適切な職種となっているか確認するため、「普通作業員」について、労働者が普通作業員であることの説明を雇用者から受け、相違ない場合に当該労働者が自署する確認書の提出を求めている。

令和5年度に完了した工事に従事する全ての普通作業員について、作業内容が普通作業員であると認識していることを確認した。

4 立入調査実施状況

(1) 実施件数

令和5年10月の審議会以降に、公契約条例が適用される案件のうち、工事請負契約21件、業務委託契約5件及び指定管理協定5件について、立入調査を実施した。

契約の種類	件数	人数
工事請負契約	21 件	51 人
業務委託契約	5 件	14 人
指定管理協定	5 件	14 人
合 計	31 件	79 人

(2) 聞き取り事項

1件当たり概ね3人の労働者に対し以下の項目について聞き取りを行った。

- (1) 最低額が記載された周知事項の掲示場所を知っているか、もしくは配布されているか。
- (2) 自分の職種の最低額を認識しているか。
- (3) 自分の職種の最低額以上の賃金が支払われているか。
- (4) 工事請負契約のみ、退職金制度が建退共の場合に建退共証紙を建退共手帳に貼付しているか。

(3) 聞き取り結果

回答	(1)掲示又は配布	(2)最低額の認識	(3)最低額以上の支払	(4)建退共証紙貼付
はい	75 人 (94.94%)	75 人 (94.94%)	77 人 (97.47%)	28 人 (58.33%)
いいえ	4 人 (5.06%)	4 人 (5.06%)	0 人 (0%)	20 人 (41.67%)
わからない			2 人 (2.53%)	0 人 (0.00%)

聞き取り事項(1)及び(2)について、4人の労働者から周知事項について確認していない旨の回答があった。1人については、現場に周知事項が掲示されていたため、事業者が労働者が従事開始するときに、公契約条例が適用されることを説明するよう依頼し、労働者には最低額を記載した書類を渡して確認いただいた。3人については、周知事項の掲示又は配布が行われていなかったため、事業者が周知事項を必ず掲示又は周知して労働者に確認いただくことを指示し、

労働者には、最低額を記載した書類を渡して確認いただいた。

(3)の最低額以上の賃金が支払われているかについて、「わからない」と回答した労働者が2人いたため、時給換算方法を記載した書類を渡して確認方法を説明した。最低額を下回っている場合は市へ連絡するよう依頼したが、連絡はなかった。

5 複数年度にまたがる契約及び指定管理協定の対応状況

複数年度にまたがる契約及び指定管理協定について、令和5年度までは、法定最低賃金に逆転される（法定最低賃金との差額が10円未満となる）おそれがある職種又は、介護職及び保育士に限り、最低額を改定する運用としていたが、令和6年度から全ての職種において期間途中でも、毎年度、定める最新の最低額に改定する運用とした。

運用の見直しに当たり、契約又は協定締結時に仕様書等に新たな運用について明記していないため、複数年度にまたがる工事請負契約6件、業務委託契約11件、指定管理協定16件の事業者と運用の見直しに了承をいただけるか協議した結果、工事請負契約では2件、業務委託契約では9件、指定管理協定では15件について、事業者から了承をいただいた。

運用の見直しに了承をいただき、契約金額又は指定管理料に不足が生じる長契約又は指定管理協定については、事業者と協議の上、不足分の補填及び変更契約又は変更協定を行い、了承をいただけなかった契約又は指定管理協定については、仕様書等に記載してある従来の運用とした。

なお、令和6年度から開始する契約又は指定管理協定については、仕様書等に新たな運用を明記して契約又は協定締結を行った。

6 賃金条項型の公契約条例の制定状況

野田市と同様に、法定最低賃金を上回る賃金の下限額を設定している賃金条項型の条例を施行している自治体は、令和5年10月の審議会の時点では、本市を含めて28自治体であったが、その後、新たに墨田区、台東区、みよし市、文京区が制定し、32自治体となった。

【条例概要】

●墨田区（令和5年9月29日公布・令和5年10月1日施行）

適用範囲	工事請負契約	予定価格1億円以上
	業務委託契約	予定価格2千万円以上のもので、規則で定めるもの
	指定管理協定	全て
下限額		【工事請負契約】 公共工事設計労務単価の90% 【業務委託契約及び指定管理協定】 地域別最低賃金及び区会計年度任用職員の給与を勘案した金額 令和6年度：1,210円 ※令和6年10月1日発効法定最低賃金（東京都）：1,163円

●台東区（令和5年12月19日公布・令和6年4月1日施行）

適用範囲	工事請負契約	予定価格1億円以上
	業務委託契約	予定価格1千万円以上のもので、規則で定めるもの
	指定管理協定	全て
下限額		下限額の適用が令和7年4月1日以降であり未定

●みよし市（令和5年12月20日公布・令和6年2月1日施行）

適用範囲	工事請負契約	予定価格1億円以上（随意契約除く）
	業務委託契約	予定価格1千万円以上（随意契約除く）
	指定管理協定	予定価格が1万円以上の指定管理協定のうち、公募によるもの
下限額		【工事請負契約】 公共工事設計労務単価の80% 【業務委託契約及び指定管理協定】 地域別最低賃金を勘案 令和6年度：1,081円 ※令和6年10月1日発効法定最低賃金（愛知県）：1,077円

●文京区（令和6年6月27日公布・令和6年6月27日施行）

適用範囲	工事請負契約	予定価格1億円以上
	業務委託契約	予定価格1千万円以上のもので、規則で定めるもの
	指定管理協定	全て
下限額		下限額の適用が令和7年4月1日以降であり未定

【参考】賃金条項型の条例を制定している自治体

①野田市、②川崎市、③多摩市、④相模原市、⑤渋谷区、⑥国分寺市、⑦厚木市、⑧足立区、⑨直方市、⑩千代田区、⑪三木市、⑫高知市、⑬草加市、⑭世田谷区、⑮我孫子市、⑯加西市、⑰加東市、⑱豊橋市、⑲越谷市、⑳目黒区、㉑日野市、㉒豊川市、㉓新宿区、㉔杉並区、㉕江戸川区、㉖中野区、㉗北区、㉘津市、㉙墨田区、㉚台東区、㉛みよし市、㉜文京区

Ⅱ 令和7年度の工事請負契約に係る最低額について

令和6年度も、石油や食料品などの物価の上昇が継続し、賃金の伸びが物価の上昇に追い付かず、物価を考慮した実質的な賃金の減少が続いている。

一方、建設事業者は、人手不足や人材流出を防ぐための対応や物価上昇等に伴う賃上げ対応に加え、円安や世界的な原材料の供給不足による資材価格やその調達コストの上昇、さらに、令和6年4月から時間外労働の上限規制が導入されたことに伴い、事業経営は一層困難な状況である。

実質賃金が減少し、労働者の生活が厳しい中で、公共工事設計労務単価の適用率85%の引上げは有効であるが、雇用者の経営を圧迫し、労働者の雇用自体が喪失してしまうことは本末転倒であることから、適用率を1%引き上げ、86%とすることについて慎重に検討した。

1 全国的な状況

(1) 消費者物価指数

「2020年基準消費者物価指数 全国 令和6年11月分」（総務省）によれば、変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が109.2となり、前年同月比で2.7%上昇となった。日銀の物価目標である前年同月比2%を上回る上昇は、令和4年4月以降継続している。

【消費者物価指数の推移（令和6年1月～11月）】※令和2年を100とする

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
消費者物価指数	106.4	106.5	106.8	107.1	107.5	107.8	108.3	108.7	108.2	108.8	109.2
前年同月比	2.0%	2.8%	2.6%	2.2%	2.5%	2.6%	2.7%	2.8%	2.4%	2.3%	2.7%

【消費者物価指数の推移（直近5年）】※令和2年を100とする

	元年	2年	3年	4年	5年
消費者物価指数	100.2	100.0	99.8	102.1	105.2
前年比	0.6%	▲0.2%	▲0.2%	2.3%	3.1%

(2) 実質賃金及び名目賃金

「毎月勤労統計調査 令和6年11月分結果速報」（厚生労働省）によれば、物価変動を加味した実質賃金は、令和6年6月及び7月を除き、前年同月比はマイナスとなっている。ただし、6月及び7月の上昇についても、賞与などの特別に支払われた給与の伸びによるものであるため、6月の基本給の上昇率は物価上昇に追いついていない。一方、名目賃金（現金給与総額）は、前年同月比で35か月連続のプラスであり、着実に上昇しているものの、物価変動を加味すると労働者の生活が依然として厳しいことが読み取れる。

【実質賃金及び名目賃金（前年同月比）の推移（令和6年1月～11月）】

前年同月比(%)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
実質賃金	▲1.1	▲1.8	▲2.1	▲1.2	▲1.3	1.1	0.3	▲0.8	▲0.4	▲0.4	▲0.3
名目賃金	1.5	1.4	1.0	1.6	2.0	4.5	3.4	2.8	2.5	2.2	3.0

【実質賃金及び名目賃金（前年比）の推移（直近6年）】

前年比(%)	元年	2年	3年	4年	5年
実質賃金	▲1.0	▲1.2	0.6	▲1.0	▲2.5
名目賃金	▲0.4	▲1.2	0.3	2.0	1.2

(3) 倒産件数

「全国企業倒産集計」（帝国データバンク）によれば、コロナ融資を始めとする政府の資金繰り支援策が功を奏し、令和3年度は過去20年で最少となったが、物価高やコロナ融資の返済の開始等により令和4年度から増加に転じている。令和6年度も前年比148件（8.46%）の増加が見込まれる。

また、倒産を要因別に見ると、従前の人手不足や後継者難に加え、物価高やコロナ融資の返済の開始の影響が大きくなっている。

【建設業の倒産件数の推移】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (見込)
倒産件数	1,452	1,167	1,084	1,291	1,749	1,897
前年度比	77 11.51%	▲285 ▲19.63%	▲83 ▲7.11%	207 19.10%	458 35.48%	148 8.46%

※令和6年度は4月～11月の実績に基づく見込

【建設業の倒産要因別の推移】

要因		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (見込)
物価高	件数	27	23	21	94	209	254
	前年度比	6 28.57%	▲4 ▲14.81%	▲2 ▲8.70%	73 347.62%	115 122.34%	45 21.53%
人手不足	件数	51	37	38	41	94	110
	前年度比	▲7 ▲12.07%	▲14 ▲27.45%	1 2.70%	3 7.89%	53 129.27%	16 17.02%
後継者難	件数	105	97	107	119	134	110
	前年度比	22 26.51%	▲8 ▲7.62%	10 10.31%	12 11.21%	15 12.61%	▲24 ▲17.91%
コロナ 融資後	件数	—	9	37	103	123	156
	前年度比	—	—	28 311.11%	66 178.38%	20 19.42%	33 26.83%

※令和6年度は4月～11月の実績に基づく見込

(4) 建設資材価格

令和6年12月の全国における「建設資材価格指数」（一般財団法人経済調査会）によれば、建築・土木総合及び土木で9月をピークに減少しているものの、依然として令和2年度の1.4倍を超える状況が続いている。

【建設資材価格の推移（6年度）】※令和2年度を100とする（単位：％）

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
建築・土木総合	141.8	141.7	141.8	141.0	142.0	142.1	142.3	142.5	142.8	140.0	141.7	141.6
建築	143.1	142.7	142.8	141.3	142.4	142.4	142.5	142.6	142.7	141.0	141.4	141.2
土木	139.6	139.9	140.2	140.5	141.4	141.6	142.0	142.3	142.9	142.3	142.2	142.3

※建築のピークは、令和4年9月の146.2％

【建設資材価格の推移（直近5年）】※令和2年度を100とする（単位：％）

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
建築・土木総合	100.4	100.0	119.0	137.9	141.2
建築	100.8	100.0	124.4	144.4	143.3
土木	99.6	100.0	110.0	127.0	137.5

(5) 中小企業における人手不足、賃上げの状況

① 人手不足の状況

令和6年1月に日本商工会議所と東京商工会議所が共同で実施した「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」の結果によれば、人手が不足していると回答した企業は65.6％となり、前年を1.3ポイント上回った。また、業種別では建設業が78.9％と最も高かった。

② 賃上げの状況

令和6年度の賃上げについて、中小企業の61.3％（前年比＋3.1ポイント）が実施予定と回答した。そのうち、業績の改善は見られないが賃上げ（防衛的賃上げ）を実施予定と回答した割合は60.3％（前年比▲1.9ポイント）であり、依然として中小企業の苦しい経営状況がうかがえる。

また、建設業において、賃上げ実施予定と回答した企業の割合は63.4％と、介護・看護業（66.7％）、製造業（64.2％）についで3番目に高い業種となっている。

なお、防衛的賃上げの理由は、人材の確保・採用が76.7％、物価上昇への対応が61.0％となっている。

一方、賃上げを見送る理由は、売上の低迷が55.9％、原材料費等のコスト負担増が43.2％、人件費の価格転嫁が困難が33.3％となっており、ここでも中小企業の苦しい経営状況がうかがえる結果となっている。

2 市が定める最低額の推移

(1) 適用率の経緯

平成 23 年度において公共工事設計労務単価の 85%以上の賃金が支払われた労働者の割合が 87%であったため、平成 25 年度に適用率を 80%から 85%へ引き上げた。

(2) 市が定める最低額の推移

公共工事設計労務単価が、職種によって差はあるものの右肩上がりに上昇していることに比例し、市が定める最低額も上昇している。

適用率を 85%に引き上げた平成 25 年度から令和 6 年度にかけて、全職種平均は 950 円（41.09%）、普通作業員は 797 円（45.73%）、軽作業員は 488 円（37.63%）、交通誘導員 B は 658 円（63.15%）上昇しており、法定最低賃金の 299 円（38.48%）を大きく上回っている。前年度比で見ても、それぞれの上昇額は、法定最低賃金を上回っている。

【市が定める最低額の推移（平成 25 年度との比較）】

職種等	25 年度 最低額	5 年度			6 年度		
		最低額	上昇率	上昇額	最低額	上昇率	上昇額
			10 年平均	10 年平均		11 年平均	11 年平均
全職種平均	2,312 円	3,100 円	34.08%	788 円	3,262 円	41.09%	950 円
			3.41%	79 円		3.74%	86 円
普通作業員	1,743 円	2,402 円	37.81%	659 円	2,540 円	45.73%	797 円
			3.78%	66 円		4.16%	72 円
軽作業員	1,297 円	1,711 円	31.92%	414 円	1,785 円	37.63%	488 円
			3.19%	41 円		3.42%	44 円
交通誘導員 B	1,042 円	1,594 円	52.98%	552 円	1,700 円	63.15%	658 円
			5.30%	55 円		5.74%	60 円
法定最低賃金	777 円	1,026 円	32.05%	249 円	1,076 円	38.48%	299 円
			3.21%	25 円		3.50%	27 円

【市が定める最低額の推移（直近 5 年）】

職種等	区分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
全職種平均	金 額	2,817 円	2,857 円	2,913 円	3,100 円	3,262 円
	上昇額	40 円	40 円	56 円	187 円	162 円
	上昇率	1.44%	1.42%	1.96%	6.42%	5.23%
普通作業員	金 額	2,157 円	2,179 円	2,242 円	2,402 円	2,540 円
	上昇額	42 円	22 円	63 円	160 円	138 円
	上昇率	1.99%	1.02%	2.89%	7.14%	5.75%
軽作業員	金 額	1,573 円	1,584 円	1,584 円	1,711 円	1,785 円
	上昇額	32 円	11 円	0 円	127 円	74 円
	上昇率	2.08%	0.70%	0%	8.02%	4.32%

交通誘導員 B	金 額	1,382 円	1,435 円	1,467 円	1,594 円	1,700 円
	上昇額	22 円	53 円	32 円	127 円	106 円
	上昇率	1.62%	3.84%	2.23%	8.66%	6.65%
法定最低賃金	金 額	925 円	953 円	984 円	1,026 円	1,076 円
	上昇額	2 円	28 円	31 円	42 円	50 円
	上昇率	0.22%	3.03%	3.25%	4.27%	4.87%

※平成 27 年度以降の市が定める最低額（全職種平均、普通作業員、交通誘導員 B）、賃金構造基本統計調査、千葉県におけるハローワーク求人賃金下限及び最低賃金の金額等の推移は、添付資料 1（30 ページ）参照、平成 27 年度を基準とした金額及び上昇率の推移（グラフ）は添付資料 2（31 ページ）及び添付資料 3（32 ページ）参照

（参考）法定最低賃金を上回る賃金の下限額を定める条例を制定している 21 自治体（関東地方）の状況（令和 6 年 11 月末現在）

適用率	自治体名	自治体数
95%	足立区 ※令和 7 年度から	1
92%	川崎市 ※令和 4 年度から	1
90%	多摩市、相模原市、国分寺市、渋谷区、厚木市、千代田区、越谷市、目黒区、新宿区、杉並区、江戸川区、中野区、北区、墨田区	14
85%	世田谷区、日野市、野田市	3
80%	我孫子市	1

※草加市は、具体的な適用率は設定せずに審議会で決定

3 公共工事設計労務単価と最低法定賃金との比較

千葉県を 100 として他自治体と比較した場合、市が定める最低額の設定根拠としている公共工事設計労務単価は、東京都 101.38、神奈川県 101.13、埼玉県 99.34 とほぼ同水準となっている。

一方で、法定最低賃金は、埼玉県 100.19 とは同水準であるが、東京都 108.09、神奈川県 107.99 と比較すると 1 割弱低くなっており、千葉県の公共工事設計労務単価は、法定最低賃金と比較すると高い水準となっている。

（参考）令和 6 年度の公共工事設計労務単価（主要 12 職種単純平均）と法定最低賃金

区 分		東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県
公共工事設計労務単価 （主要 12 職種単純平均）	金 額	3,241	3,233	3,176	3,197
	指 数	101.38	101.13	99.34	100
法定最低賃金	金 額	1,163	1,162	1,078	1,076
	指 数	108.09	107.99	100.19	100

※公共工事設計労務単価とは、農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業のうち、10 月に施行中の 1 件当たり 1,000 万円以上の工事を無作為に抽出して賃金の支払実態（賞与含む）を調査し、都道府県・職種別に集計し、決定するもの。

4 市が定める最低額とハローワーク求人賃金下限との比較

(1) 令和6年11月の求人情報との比較

令和6年11月の求人情報のうち、就業場所が「野田市、柏市、松戸市、流山市」の「建築、土木、電気工事に係る建設・土木作業員」について、求人賃金下限を個別に確認したところ、59件のデータを確認し、4市平均は1,578円、野田市に限ると8件で、平均は1,555円であった。

求人情報では、建設業法上のどの職種に該当するのか明確ではないが、求人内容を見ると「普通作業員」又は「軽作業員」が近いと思われることから、それぞれで比較すると、「普通作業員」に係る市が定める令和6年度の最低額2,540円は、求人賃金下限の野田市平均1,555円より985円、4市平均1,578円より962円高くなっており、「軽作業員」に係る市が定める令和6年度の最低額1,785円は、求人賃金下限の野田市平均1,555円より230円、4市平均1,578円より207円高くなっている。

(2) ハローワーク求人賃金下限（千葉県労働局）との比較

ハローワーク求人賃金は、調査対象月の概ね2か月後に毎月公表されている。月によって変動幅が大きいと、一概に比較するのは難しいが、ここでは千葉県労働局が公表する各年度4月の下限を採用する。

令和6年度の状況を見ると、全職種平均、普通作業員、軽作業員に係る市が定める最低額は、それぞれ3,262円、2,540円、1,785円となっており、建設業におけるハローワーク求人賃金下限1,189円をそれぞれ2,073円（174.35%）、1,351円（113.62%）、596円（50.13%）と大きく上回っている。

① 平成27年度比による比較

令和6年度の全職種平均、普通作業員、軽作業員に係る市が定める最低額の上昇は、それぞれ724円（28.53%）、616円（32.02%）、393円（28.23%）となっている。令和6年度の建設業におけるハローワーク求人賃金下限の上昇151円（14.55%）と比較すると、それぞれ573円（379.47%）、465円（307.95%）、242円（160.26%）と大きく上回っている。

② 前年度比による比較

直近5年の推移を見ると、全職種平均、普通作業員、軽作業員に係る市が定める最低額は、いずれも右肩上がりに上昇している。建設業におけるハローワーク求人賃金下限は、令和2年度はマイナスとなり、3年度以降は再び上昇に転じているが、6年度は下落した。

③ 建設業と職業全体の比較

平成 27 年度比で比較すると、令和 6 年度は、建設業の上昇 151 円（14.55%）が職業全体の上昇 196 円（19.84%）を下回り、その差は、上昇額▲45 円、上昇率▲5.29%と下回っている。前年度比では、直近 5 年間を見ると、職業全体はマイナスになったことはないが、建設業は令和 2 年度及び 6 年度でマイナスとなっている。

【最低額と求人賃金等の推移（27 年度比）】

区 分	27 年度	5 年度			6 年度		
	金額	金額	上昇率	上昇額	金額	上昇率	上昇額
			8 年平均	8 年平均		9 年平均	9 年平均
市が定める最低額 （全職種平均）	2,538 円	3,100 円	22.14%	562 円	3,262 円	28.53%	724 円
			2.77%	70 円		3.17%	80 円
市が定める最低額 （普通作業員）	1,924 円	2,402 円	24.84%	478 円	2,540 円	32.02%	616 円
			3.11%	60 円		3.56%	68 円
市が定める最低額 （軽作業員）	1,392 円	1,711 円	22.92%	319 円	1,785 円	28.23%	393 円
			2.87%	40 円		3.14%	44 円
求人賃金下限 【建設業】	1,038 円	1,277 円	23.03%	239 円	1,189 円	14.55%	151 円
			2.88%	30 円		1.62%	17 円
求人賃金下限 【職業全体】	988 円	1,141 円	15.49%	153 円	1,184 円	19.84%	196 円
			1.94%	19 円		2.20%	22 円
法定最低賃金	817 円	1,026 円	25.58%	209 円	1,076 円	31.70%	259 円
			3.20%	26 円		3.52%	29 円

【最低額と求人賃金等の推移（前年度比）】

区 分		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
市が定める最低額 （全職種平均）	金 額	2,817 円	2,857 円	2,913 円	3,100 円	3,262 円
	上昇額	40 円	40 円	56 円	187 円	162 円
	上昇率	1.44%	1.42%	1.96%	6.42%	5.23%
市が定める最低額 （普通作業員）	金 額	2,157 円	2,179 円	2,242 円	2,402 円	2,540 円
	上昇額	42 円	22 円	63 円	160 円	138 円
	上昇率	1.99%	1.02%	2.89%	7.14%	5.75%
市が定める最低額 （軽作業員）	金 額	1,573 円	1,584 円	1,584 円	1,711 円	1,785 円
	上昇額	32 円	11 円	0 円	127 円	74 円
	上昇率	2.08%	0.70%	0%	8.02%	4.32%
ハローワーク求人賃金 下限【建設業】	金 額	1,184 円	1,195 円	1,260 円	1,277 円	1,189 円
	上昇額	▲12 円	11 円	65 円	17 円	▲88 円
	上昇率	▲1.00%	0.93%	5.44%	1.35%	▲6.89%
ハローワーク求人賃金 下限【職業全体】	金 額	1,091 円	1,093 円	1,110 円	1,141 円	1,184 円
	上昇額	26 円	2 円	17 円	31 円	43 円
	上昇率	2.44%	0.18%	1.56%	2.79%	3.77%
法定最低賃金	金 額	925 円	953 円	984 円	1,026 円	1,076 円
	上昇額	2 円	28 円	31 円	42 円	50 円
	上昇率	0.22%	3.03%	3.25%	4.27%	4.87%

5 市が定める最低額と賃金構造基本統計調査との比較

賃金構造基本統計調査は、全国における6月の賃金実態の調査であり、翌年3月に公表されている。ここでは、企業規模10～99人の事業者における令和5年度までの20～24歳の賞与を含めた平均賃金により比較する。

令和5年度の状況を見ると、全職種平均、普通作業員、軽作業員に係る市が定める最低額は、それぞれ3,100円、2,402円、1,711円となっており、建設業における平均賃金1,483円をそれぞれ1,617円（109.04%）、919円（61.97%）、228円（15.37%）と大きく上回っている。

(1) 平成27年度比による比較

令和5年度において、全職種平均、普通作業員、軽作業員に係る市が定める最低額の上昇は、それぞれ562円（22.14%）、478円（24.84%）、319円（22.92%）となっている。建設業における平均賃金の上昇201円（15.68%）と比較すると、いずれも上昇率で上回り、上昇額はそれぞれ361円（179.60%）、277円（137.81%）、118円（58.71%）と上回っている。

(2) 前年度比による比較

直近5年の推移を見ると、全職種平均、普通作業員、軽作業員に係る市が定める最低額は、いずれも右肩上がりとなっている。建設業における平均賃金は、令和元年度は大きく下がったのを除き右肩上がりとなっている。

(3) 建設業と職業全体の比較

平成27年度比で比較すると、令和5年度は、建設業の上昇201円（15.68%）が、職業全体の上昇198円（16.42%）を上回り、その差は、上昇額3円、上昇率0.74%となっている。直近5年間を見ると、建設業は令和元年度に大きく下がり、令和2年度及び3年度は2.5%程度上昇し、令和4年度は0.42%と僅かとなっているが、令和5年度は3.92%と大きく上昇した。職業全体では、令和2年度は僅かに下がり、令和3年度以降は右肩上がりに上昇している。

【最低額と賃金構造基本統計調査額等の推移（27年度比）】

区 分	27年度 金額	4年度			5年度		
		金額	上昇率	上昇額	金額	上昇率	上昇額
			7年平均	7年平均		8年平均	8年平均
市が定める最低額 （全職種平均）	2,538円	2,913円	14.78%	375円	3,100円	22.14%	562円
			2.11%	54円		2.77%	70円
市が定める最低額 （普通作業員）	1,924円	2,242円	16.53%	318円	2,402円	24.84%	478円
			2.36%	45円		3.11%	60円

市が定める最低額 (軽作業員)	1,392 円	1,584 円	13.79%	192 円	1,711 円	22.92%	319 円
			2.30%	32 円		2.87%	40 円
賃金構造基本統計調査 20～24 歳【建設業】	1,282 円	1,427 円	11.31%	145 円	1,483 円	15.68%	201 円
			1.62%	21 円		1.96%	25 円
賃金構造基本統計調査 20～24 歳【職業全体】	1,206 円	1,364 円	13.10%	158 円	1,404 円	16.42%	198 円
			1.87%	23 円		2.05%	25 円
法定最低賃金	817 円	984 円	20.44%	167 円	1,026 円	25.58%	209 円
			2.92%	24 円		3.20%	26 円

【最低額と賃金構造基本統計調査額等の推移（前年比）】

区 分		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
市が定める最低額 (全職種平均)	金 額	2,777 円	2,817 円	2,857 円	2,913 円	3,100 円
	上昇額	79 円	40 円	40 円	56 円	187 円
	上昇率	2.93%	1.44%	1.42%	1.96%	6.42%
市が定める最低額 (普通作業員)	金 額	2,115 円	2,157 円	2,179 円	2,242 円	2,402 円
	上昇額	85 円	42 円	22 円	63 円	160 円
	上昇率	4.19%	1.99%	1.02%	2.89%	7.14%
市が定める最低額 (軽作業員)	金 額	1,541 円	1,573 円	1,584 円	1,584 円	1,711 円
	上昇額	64 円	32 円	11 円	0 円	127 円
	上昇率	4.33%	2.08%	0.70%	0%	8.02%
賃金構造基本統計調査 20～24 歳【建設業】	金 額	1,352 円	1,388 円	1,421 円	1,427 円	1,483 円
	上昇額	▲44 円	36 円	33 円	6 円	56 円
	上昇率	▲3.15%	2.66%	2.38%	0.42%	3.92%
賃金構造基本統計調査 20～24 歳【職業全体】	金 額	1,332 円	1,331 円	1,339 円	1,364 円	1,404 円
	上昇額	36 円	▲1 円	8 円	25 円	40 円
	上昇率	2.78%	▲0.08%	0.60%	1.87%	2.93%
法定最低賃金	金 額	923 円	925 円	953 円	984 円	1,026 円
	上昇額	28 円	2 円	28 円	31 円	42 円
	上昇率	3.13%	0.22%	3.03%	3.25%	4.27%

6 公契約条例適用工事における賃金の支払状況

(1) 公共工事設計労務単価の 86%以上が支払われている労働者の割合

工事に係る市が定める最低額の引上げについては、労働者の労働条件の向上を図るため、公共工事設計労務単価の 85%から 86%への引上げを当面の目標とし、公共工事設計労務単価の 86%以上の賃金が支払われている労働者の割合が 8 割を超えていることを一つの指標としている。

物価高騰の中で実質賃金が上昇しない状況下では 86%への引上げが望ましいものの、労働者を雇用する事業者は、資材や資材調達のコストの上昇に加え、賃上げによる負担が増加し、事業経営の困難さが増す恐れがあること、

また、建設業では、本年４月から時間外労働の上限規制が適用され、さらに事業経営の困難さが増すことから、令和６年度は８５％に据え置いている。

さらに、条例が適用される工事に限って、市が定める最低額をクリアするためだけに手当を支給している事業者もあり、事業者の負担が過度にならないよう配慮しつつ、経済情勢等を踏まえた上で適切に判断する必要がある。

直近５年の公共工事設計労務単価の８６％以上が支払われている労働者の割合は、令和２年度及び４年度は８割を超え、令和元年度、３年度及び５年度は８割を下回った。５年度は、最も低い７５．６１％であったが、５年間平均（単純平均）では８０．０３％と８割をわずかに上回っている。

【公共工事設計労務単価に対する賃金の割合の推移（直近５年）】

労務単価に対する割合	元年度		２年度		３年度		４年度		５年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
８５％以上 ８６％未満	61	21.87%	75	14.85%	136	20.24%	79	18.50%	100	24.39%
８６％以上 ８７％未満	16	5.73%	47	9.31%	42	6.25%	37	8.66%	16	3.90%
８７％以上 ８８％未満	21	7.53%	41	8.12%	37	5.50%	15	3.51%	28	6.83%
８８％以上 ８９％未満	19	6.81%	26	5.15%	34	5.06%	11	2.58%	48	11.71%
８９％以上 ９０％未満	8	2.87%	19	3.76%	26	3.87%	11	2.58%	17	4.15%
９０％以上 １００％未満	81	29.03%	129	25.54%	150	22.32%	155	36.30%	86	20.97%
１００％以上	73	26.16%	168	33.27%	247	36.76%	119	27.87%	115	28.05%
８６％以上小計	218	78.13%	430	85.15%	536	79.76%	348	81.50%	310	75.61%
合 計	279	100.00%	505	100.00%	672	100.00%	427	100.00%	410	100.00%

また、５年度の対象者４１０人の４分の１に当たる１００人が８５％以上８６％未満となっており、この区分をさらに細分化すると、８５．５％以上の労働者が２９人（７．０７％）になることから、これらを四捨五入の考えにより８６％以上の人数３１０人（７５．６１％）に加えると３３９人（８２．６８％）となり８割を上回る。

さらに、６年度途中の状況でも８６％以上の対象者は７０人（８２．３５％）と８割を超えており、四捨五入の考えによると７５人（８８．２４％）となっている。

【公共工事設計労務単価に対する賃金の割合（５年度 ８５％以上 ８６％未満の内訳）】

	85.0%	85.1%	85.2%	85.3%	85.4%	85.5%	85.6%	85.7%	85.8%	85.9%
人数	45	14	1	6	5	4	6	8	6	5
	71					29				
割合	10.96	3.41	0.24	1.46	1.22	0.98	1.46	1.95	1.46	1.22
	17.32					7.07				

※割合は５年度合計４１０人に対する割合。

(2) 条例適用工事に限った手当の支給状況

事業者の給与規定による賃金では市が定める最低額以上の賃金を支払うことができないため、条例適用工事に限った手当を支給している実態があり、特に下請業者で多く見られる。

条例適用工事に限った手当を支給されている労働者の割合は、直近5年の状況を見ると、令和3年度までは右肩上がりに上昇しており、令和4年度は低下したが、令和5年度は再び上昇した。一方で、手当の平均支給額は、年々上昇し、令和元年度と令和5年度を比べると235円（93.63%）上昇している。

【条例適用工事に限った手当の支給状況（直近5年）】

年度	条例適用工事			条例適用工事に限った手当の支給				
	工事件数	労働者数	業者数	工事件数	労働者数	業者数	うち下請	平均額
元年度	20件	279人	96者	3件 15.00%	21人 7.53%	5者 5.21%	5者 100%	251円
2年度	25件	505人	128者	8件 32.00%	51人 10.10%	13者 10.16%	11者 84.62%	215円
3年度	30件	672人	180者	9件 30.00%	91人 13.54%	22者 12.22%	21者 95.45%	366円
4年度	32件	427人	153者	6件 18.75%	27人 6.32%	13者 8.50%	12者 92.31%	459円
5年度	26件	410人	133者	8件 30.77%	46人 11.22%	13者 9.77%	12者 92.31%	486円

※手当が支給される労働者のうち、交通誘導員Bの割合が高くなっており、令和元年度は61.90%（21人中13人）、令和2年度は76.47%（51人中39人）、令和3年度は60.44%（91人中55人）、令和4年度は29.63%（27人中8人）、令和5年度は39.13%（46人中18人）となっている。

7 入札参加資格業者名簿に登録している市内建設事業者の状況

(1) 登録業者数（各年度4月1日現在）

工事の登録業者は年々減少傾向にあり、令和6年度は、平成29年度と比較すると24者減少している。

【入札参加資格業者名簿登録業者数の推移】

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
登録業者数	99	89	92	85	84	77	80	75

(2) 総合評定値

業者数が年々減少する中で、経営規模は年々僅かながら上昇し、経営状況は上下している。

【総合評定値の推移（隔年）】

区 分	30 年度	2 年度	4 年度	6 年度
経営規模（自己資本額、利益額）	625	636	653	663
経営状況（自己資本比率、利益剰余金等）	809	817	815	819
※業者数	89	85	77	75

※2年に一度の野田市入札参加資格業者名簿への登録申請において、総合評定値通知書を添付させていることから隔年の比較となっている。

（参考）

※総合評定値…経営事項審査の結果で、経営規模（454～2,280点）、経営状況（0～1,595点）、技術力、その他審査項目（社会性）を総合的に評価した点数

※経営事項審査…1件の請負代金額が、500万円以上（建築一式工事の場合は、1500万円以上）の公共工事を直接請け負おうとする場合に必ず受けなければならない審査で、建設業許可に係る許可行政庁が審査を実施

(3) 野田市中心企業資金融資制度の認定状況

令和5年度は、市全体では、ほぼ経常運転資金となっており、減少運転資金はなかった。建設業でも、同様に全て経常運転資金であったことから、令和3年度及び4年度と比較して回復が見られる。

【中小企業資金融資制度の認定状況】

種類	区分	30 年度		元年度		2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
運転資金	市全体	45	—	32	—	8	—	33	—	23	—	26	—
	・経常	38	84.44%	25	78.13%	5	62.50%	20	60.61%	16	69.57%	24	92.31%
	・増加	7	15.56%	6	18.75%	3	37.50%	6	18.18%	1	4.35%	2	7.69%
	・減少	0	0%	1	3.13%	0	0%	7	21.21%	6	26.07%	0	0%
	※却下	2	—	2	—	2	—	6	—	1	—	2	—
	建設業	15	—	9	—	0	—	9	—	6	—	4	—
	・経常	13	86.67%	7	77.78%	0	0%	4	44.44%	3	50.00%	4	100.00%
	・増加	2	13.33%	2	22.22%	0	0%	1	11.11%	0	0%	0	0%
	・減少	0	0%	0	0%	0	0%	4	44.44%	3	50.00%	0	0%
	※却下	1	—	1	—	0	—	0	—	1	—	0	—
設備資金	市全体	8	—	4	—	3	—	4	—	7	—	10	—
	※却下	2	—	2	—	2	—	1	—	1	—	0	—
	建設業	1	—	1	—	1	—	1	—	0	—	4	—
	※却下	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—

※運転資金…商品や資材の仕入れ等に必要な資金

- ・経常運転資金…事業を現状のままの状態維持、運営し続けるための資金
- ・増加運転資金…事業が順調に成長して売り上げが伸びているときに必要な資金
- ・減少運転資金…事業が不調で売り上げが減少しているときに必要な資金

※設備資金…機械、業務用車両の購入等に必要な資金

※却下理由…既に十分な支援を受けているため、既に多額の融資を受けているため

8 令和7年度の市が定める最低額

(1) 建設業等の状況

市が定める工事に係る最低額については、労働者の労働条件の向上を図るため、公共工事設計労務単価の85%から86%への引上げを当面の目標としており、適用率の引き上げに当たっては、公共工事設計労務単価の86%以上の賃金が支払われている労働者の割合が8割を超えていることを一つの指標としている。

直近5年間のデータを見ると、令和2年度及び4年度は8割を超えていたが、令和元年度、3年度、5年度は8割を下回り、特に令和5年度は75.61%まで低下した。しかし、5年間の平均では80.03%となっており、また85%以上86%未満の労働者のうち、85.5%以上の労働者が29人（7.07%）いるため、これらを加えると339人（82.68%）となり、86%の適用率に近い状況にあると考える。

現在、物価高騰の影響で実質賃金が上昇しにくい状況が続いていることを考慮すると、労働者の生活向上のために適用率を86%に引き上げることが望ましい。しかし一方で、事業者にとっては資材価格や調達コストの上昇に加え、賃上げ負担が増えることで経営の厳しさが増すことも懸念される。さらに、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用され、事業者の経営環境は一層厳しくなっている。そのため、令和6年度については適用率を85%に据え置く判断をした。

また、建設業界では倒産件数が増加傾向にあり、その主な要因として「物価高騰」と「人手不足」が挙げられている。特に、人手不足の解消には賃金の引き上げが有効な手段とされるが、現在の経済環境では容易に賃金を上げられず、経営が厳しい中で「防衛的賃上げ」（競争力を維持するためのやむを得ない賃上げ）を行っている事業者も多い。

令和6年1月に実施された「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」によると、賃上げを予定している中小企業の61.3%のうち、60.3%が「業績の改善が見られない」と回答している。また、賃上げを実施できない理由として、「売上の低迷」（55.9%）や「原材料費等のコスト増」（43.2%）が挙げられており、事業者の厳しい経営実態が浮き彫りになっている。

野田市の中小企業資金融資制度の認定状況を見ても、減少運転資金（売上減少に伴う資金）は減少傾向にあるものの、経常運転資金（事業を継続する

ための資金）は横ばいであり、多くの事業者が厳しい経営環境の中で何とか事業を維持しようとしている状況がうかがえる。

一方で、市が定める最低額は、法定最低賃金を大きく上回る水準にあり、ハローワーク求人の賃金下限や賃金構造基本統計調査の平均賃金と比較しても高い。実際には、最低額をクリアするために手当を支給する事業者も多く、手当の平均支給額は年々増加しており、ベースアップ（基本給の引き上げ）とは言えないものの、確実に労働者の賃金向上に貢献している。

(2) 令和7年度の市が定める最低額の対応

現在の経済環境では、物価高騰の影響で実質賃金の減少が続いており、労働者の生活向上を考えれば、適用率を86%に引き上げることが最も有効な対応となる。

また、建設業界においても資材価格や調達コストの上昇が続き、事業経営の負担が増している中でも、人手不足への対応や担い手の確保・育成のために、事業者側も賃上げに取り組んでいる。その結果、令和6年度の公共工事設計労務単価は主要職種平均で6.2%上昇しており、賃金引き上げへの動きは進んでいる。以上の状況を踏まえると、

- ・労働者にとっては、実質賃金の上昇が最も重要な課題となっている。
- ・事業者にとっても、人手不足を解消し、必要な人員を確保するためには賃上げが不可避な状況となっている。

こうした背景を踏まえ、市の公契約条例の目的である「労働者の適正な労働条件の確保」を実現するには、元請けだけでなく、下請けや孫請けの労働者にも賃金引上げの効果が行き渡ることが重要であることから、令和7年度については、事業者における実質賃金の上昇と人員確保の両面を後押しするため、適用率を86%に改定することとしたい。

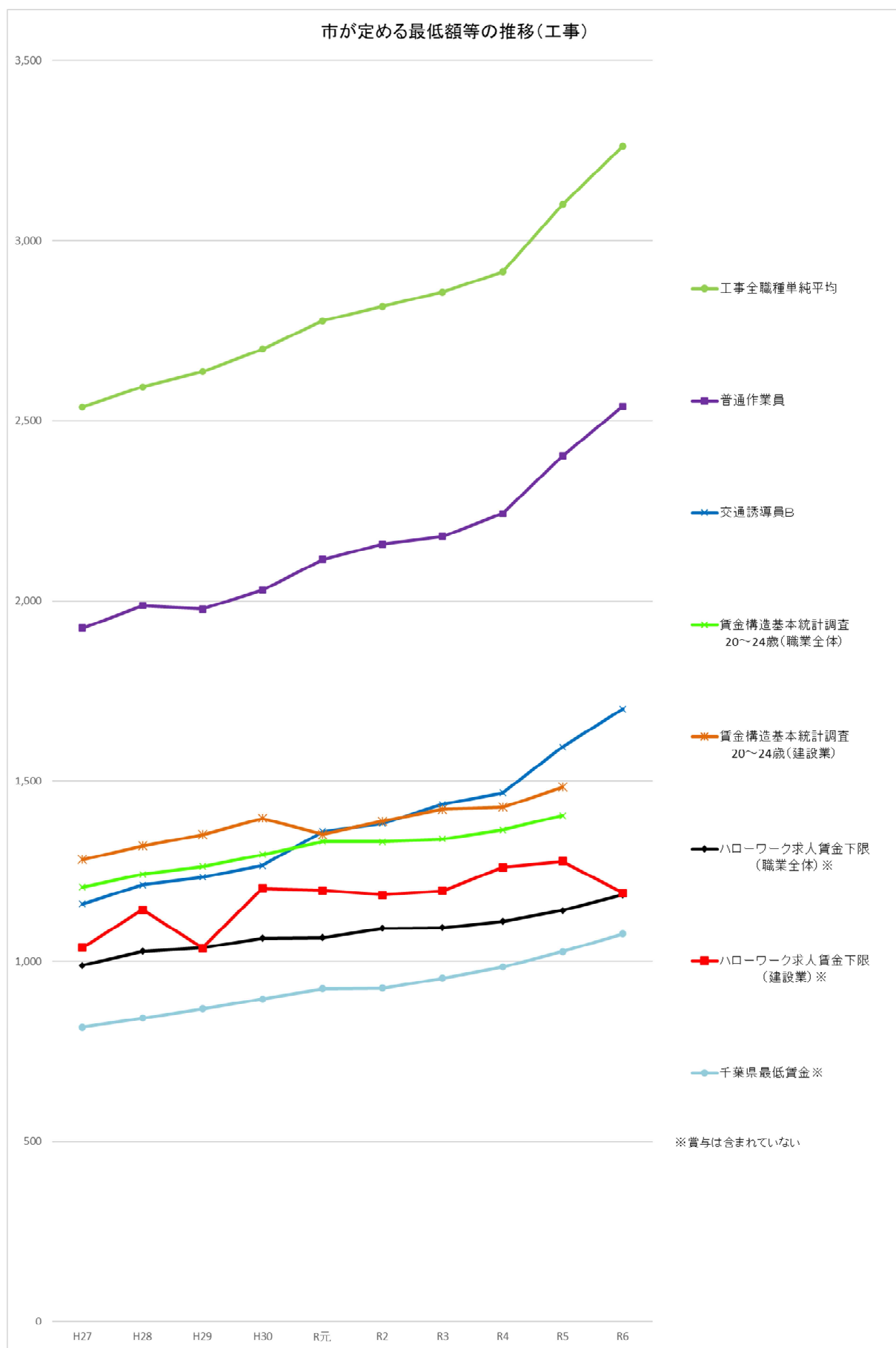
添付資料 1

市が定める最低額等の推移(工事)

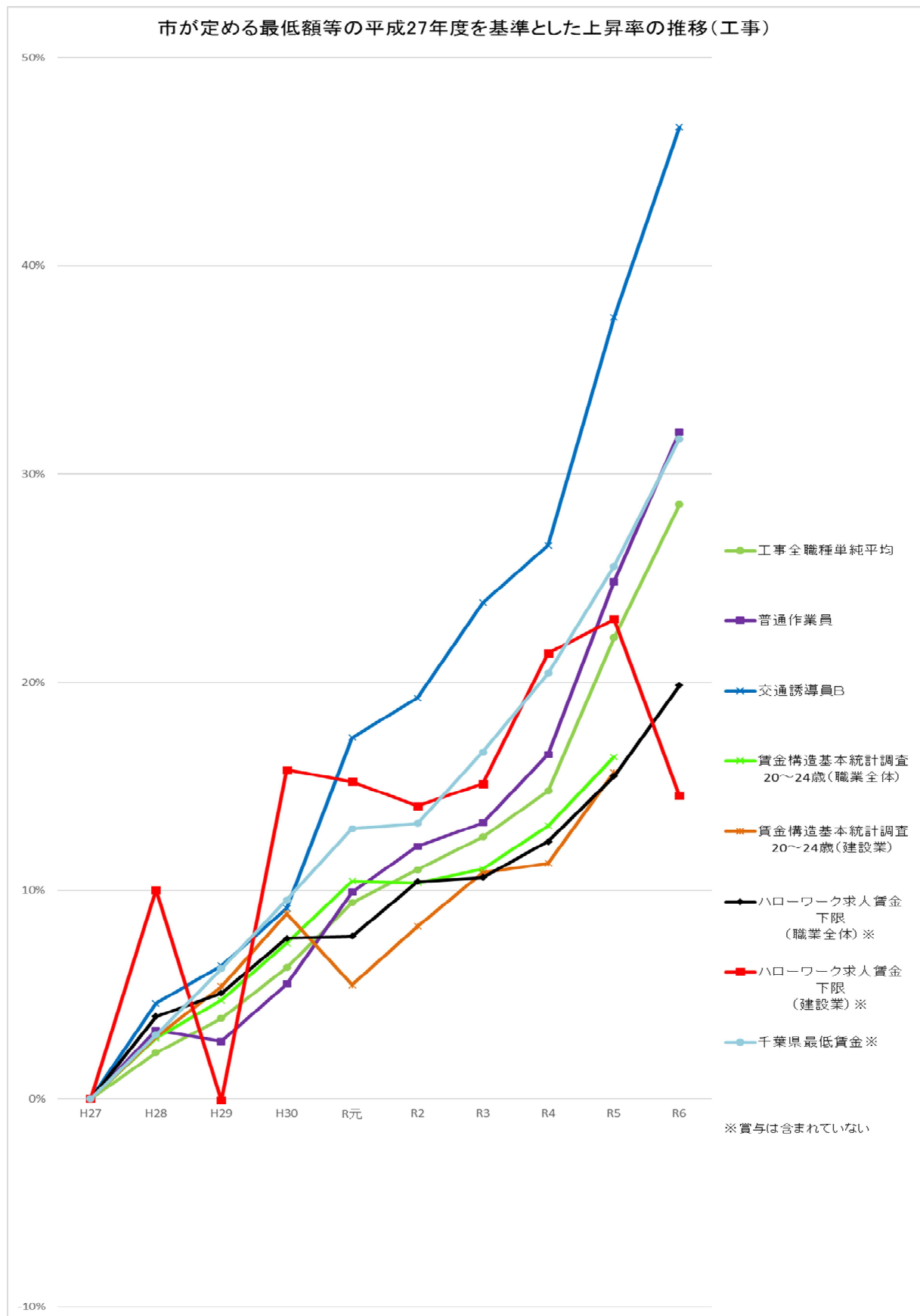
単位:円

職種		区分	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	
市が定める最低額	工事全職種単純平均	金額	2,538	2,594	2,636	2,698	2,777	2,817	2,857	2,913	3,100	3,262	
		H27比	上昇額	－	56	98	160	239	279	319	375	562	724
			上昇率	－	2.21%	3.86%	6.30%	9.42%	10.99%	12.57%	14.78%	22.14%	28.53%
		前年比	上昇額	－	56	42	62	79	40	40	56	187	162
			上昇率	－	2.21%	1.62%	2.35%	2.93%	1.44%	1.42%	1.96%	6.42%	5.23%
	普通作業員	金額	1,924	1,987	1,977	2,030	2,115	2,157	2,179	2,242	2,402	2,540	
		H27比	上昇額	－	63	53	106	191	233	255	318	478	616
			上昇率	－	3.27%	2.75%	5.51%	9.93%	12.11%	13.25%	16.53%	24.84%	32.02%
		前年比	上昇額	－	63	－10	53	85	42	22	63	160	138
			上昇率	－	3.27%	－0.50%	2.68%	4.19%	1.99%	1.02%	2.89%	7.14%	5.75%
	交通誘導員B	金額	1,159	1,212	1,233	1,265	1,360	1,382	1,435	1,467	1,594	1,700	
		H27比	上昇額	－	53	74	106	201	223	276	308	435	541
			上昇率	－	4.57%	6.38%	9.15%	17.34%	19.24%	23.81%	26.57%	37.53%	46.68%
		前年比	上昇額	－	53	21	32	95	22	53	32	127	106
			上昇率	－	4.57%	1.73%	2.60%	7.51%	1.62%	3.84%	2.23%	8.66%	6.65%
賃金構造基本統計調査20～24歳(職業全体)		金額	1,206	1,241	1,263	1,296	1,332	1,331	1,339	1,364	1,404	－	
		H27比	上昇額	－	35	57	90	126	125	133	158	198	－
			上昇率	－	2.90%	4.73%	7.46%	10.45%	10.36%	11.03%	13.10%	16.42%	－
		前年比	上昇額	－	35	22	33	36	－1	8	25	40	－
			上昇率	－	2.90%	1.77%	2.61%	2.78%	－0.08%	0.60%	1.87%	2.93%	－
賃金構造基本統計調査20～24歳(建設業)		金額	1,282	1,320	1,351	1,396	1,352	1,388	1,421	1,427	1,483	－	
		H27比	上昇額	－	38	69	114	70	106	139	145	201	－
			上昇率	－	2.96%	5.38%	8.89%	5.46%	8.27%	10.84%	11.31%	15.68%	－
		前年比	上昇額	－	38	31	45	－44	36	33	6	56	－
			上昇率	－	2.96%	2.35%	3.33%	－3.15%	2.66%	2.38%	0.42%	3.92%	－
ハローワーク求人賃金下限(職業全体)		金額	988	1,027	1,038	1,064	1,065	1,091	1,093	1,110	1,141	1,184	
		H27比	上昇額	－	39	50	76	77	103	105	122	153	196
			上昇率	－	3.95%	5.06%	7.69%	7.79%	10.43%	10.63%	12.35%	15.49%	19.84%
		前年比	上昇額	－	39	11	26	1	26	2	17	31	43
			上昇率	－	3.95%	1.07%	2.50%	0.09%	2.44%	0.18%	1.56%	2.79%	3.77%
ハローワーク求人賃金下限(建設業)		金額	1,038	1,142	1,037	1,202	1,196	1,184	1,195	1,260	1,277	1,189	
		H27比	上昇額	－	104	－1	164	158	146	157	222	239	151
			上昇率	－	10.02%	－0.10%	15.80%	15.22%	14.07%	15.13%	21.39%	23.03%	14.55%
		前年比	上昇額	－	104	－105	165	－6	－12	11	65	17	－88
			上昇率	－	10.02%	－9.19%	15.91%	－0.50%	－1.00%	0.93%	5.44%	1.35%	－6.89%
千葉県最低賃金		金額	817	842	868	895	923	925	953	984	1,026	1,076	
		H27比	上昇額	－	25	51	78	106	108	136	167	209	259
			上昇率	－	3.06%	6.24%	9.55%	12.97%	13.22%	16.65%	20.44%	25.58%	31.70%
		前年比	上昇額	－	25	26	27	28	2	28	31	42	50
			上昇率	－	3.06%	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%	3.25%	4.27%	4.87%

添付資料 2



添付資料 3



Ⅲ 令和 7 年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低額について

1 令和 6 年 10 月発効の最低賃金法における地域別最低賃金の状況

(1) 全国の法定最低賃金

令和 5 年度と比較すると、50 円から 84 円の引上げ（引上額 50 円は 20 都道府県、51 円は 6 県、52 円は 2 県、53 円は 1 県、54 円は 3 県、55 円は 7 県、56 円は 3 県、57 円は 1 県、58 円は 1 県、59 円は 2 県、84 円は 1 県）となった。最高額（東京都 1,163 円）と最低額（秋田県 951 円）の差は、212 円（令和 5 年度 220 円）となった。

(2) 千葉県の法定最低賃金

千葉県の法定最低賃金は、1,076 円（令和 5 年度 1,026 円）となり、令和 5 年度と比較すると、額にして 50 円、率にして 4.87%の上昇となった。47 都道府県中、昨年と変わらず 6 番目に高い金額となっている。

(3) 全国加重平均

全国加重平均は、1,055 円となり、令和 5 年度（1,004 円）と比較すると、額にして 51 円、率にして 5.08%の上昇となった。

※昨年、岸田前首相は、2030 年代半ばまでに全国加重平均 1,500 円を目指す
と述べたが、石破新政権は、令和 6 年 11 月 26 日に開催された「政労使の意見交換」において、2020 年代に最賃の全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することを示した。このことから、より急激な上昇が見込まれる。

内 容	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
千葉県の法定最低賃金	925 円	953 円	984 円	1,026 円	1,076 円
同 上昇額	2 円	28 円	31 円	42 円	50 円
同 上昇率	0.22%	3.03%	3.25%	4.27%	4.87%
全 国 加 重 平 均	902 円	930 円	961 円	1,004 円	1,055 円
同 上昇額	1 円	28 円	31 円	43 円	51 円
同 上昇率	0.11%	3.10%	3.33%	4.47%	5.08%

2 令和7年度の市が定める最低額設定の考え方

令和7年度の市が定める最低額についても、法定最低賃金を一定程度上回る金額とし、法定最低賃金の上昇率を基本に、令和6年3月のハローワーク求人賃金下限額及び各職種の最低額のバランスを維持する形で設定する。

市が定める最低額の設定に使用する指標のうち、令和6年10月に発表された千葉県の最低賃金の上昇率は4.87%であり、昨年の4.27%を超える大幅な引き上げとなった。職種間のバランスを維持するためには、一律に4.87%を乗じることも考えられるが、金額が高い職種ほど上昇額が多くなり、金額ベースで職種間の差が広がってしまう。また、6年度の市が定める最低額とハローワークの求人における最低額との比較において、市が定める最低額がハローワークの求人における最低額を上回っている職種があり、そのような職種については、現状においても最低額の機能が十分に果たされていると考える。

また、ハローワークの求人における最低額を下回る職種については、千葉県の最低賃金の上昇率4.87%を適用することが基本になるが、前述のとおり金額が高い職種ほど上昇額が多くなる。最低額の引き上げは、人材不足が課題となっている現状において効果はあるものの、大幅な引き上げは、事業者に深刻な負担を生む可能性があり、最低額を引き上げた結果、事業者内での従業員間の給与バランスを保つため、全体的な賃金の引き上げが必要になるなど、特に物価高などで経営が厳しい状況にある事業者にとって、経済的な負担をさらに増大させ、経営を圧迫する要因になりかねない。

これは、野田市がこれまで主張してきたとおり、本来であれば、最低賃金等を大幅に引き上げるだけでなく、事業者内の給与バランスを維持するため、全体のベースアップを図る必要があり、国が事業者への支援策などの施策を通じて解決すべき問題であるが、現状において国に動きはない。

このため、職種間のバランスや事業者負担に配慮しながら、最低額の引き上げるため、本市において最も低い「清掃業務、調理員等」の6年度の最低額1,089円と、最低賃金の上昇率4.87%を乗じて積算した1,143円との差額54円を各職種に加える方法を検討した。なお、上昇額を54円に固定したことにより、職種によっては上昇率を4.87%から4.41%に抑制することができる。

以上を踏まえ、令和7年度の最低額については、ハローワークの求人における最低額を上回っている職種は据え置くこととし、見直すこととした職種については、6年度の最低額に54円を増額することとしたい。

3 令和7年度の市が定める最低額の設定

(1) 法定最低賃金の上昇率に基づく54円を反映する職種

本市において市が定める最低額が最も低い「清掃業務、調理員等」の6年度の最低額1,089円と、法定最低賃金の上昇率4.87%を乗じて積算した1,143円との差額54円を各職種に加える。

① 清掃業務、調理員等

法定最低賃金の額及び上昇率を基準に設定している職種。

職 種	6 年度	上昇率	7 年度	増額分
清掃業務、調理員等	1,089 円	4.87%	1,143 円	54 円

② 介護職員、生活支援員等（国家資格を有しない者）

野田みどり会の給与及び法定最低賃金の上昇率を基準に設定している職種。

職 種	6 年度	上昇率	7 年度	増額分
介護職員、生活支援員等（国家資格を有しない者）	1,097 円	4.87%	1,151 円	54 円

③ 施設の維持管理事務員、運転士等

市の一般職職員（初級職）の初任給を基準に設定している職種。

職 種	6 年度	上昇率	7 年度	増額分
施設の維持管理事務員、運転士等	1,116 円	4.84%	1,170 円	54 円

④ 栄養士、保育士、看護師、機能訓練指導員等

市の一般職職員（中級又は上級職）の初任給を基準に設定している職種。

職 種	6 年度	上昇率	7 年度	増額分
栄養士、保育士等	1,183 円	4.56%	1,237 円	54 円
看護師、機能訓練指導員	1,225 円	4.41%	1,279 円	54 円

⑤ 介護職員、生活支援員等（国家資格を有する者）

社会福祉法人野田みどり会の給与を基準としていたが、令和6年度から同じ国家資格を持つ市の保育士等と同水準に設定している職種。

職 種	6 年度	上昇率	7 年度	増額分
介護職員、生活支援員等（国家資格を有する者）	1,183 円	4.56%	1,237 円	54 円

(2) 据え置きする職種

令和6年度の市が定める最低額がハローワーク求人賃金下限と比較して上回っているため、令和7年度の最低額を据え置きとする。

【参考】令和6年度における賃金比較 ※括弧内は最低額を100とした指数

職種	6年度 最低額	ハローワーク求人賃 金下限 (令和6年3月)
店長	1,250 円	1,113 円 (89.04)
学芸員、生活相談員等	1,278 円	1,237 円 (96.79)
施設の警備及び駐車場の整理業務等	1,350 円	1,165 円 (86.30)
介護支援専門員	1,353 円	1,237 円 (91.43)
設備の運転管理及び保守点検業務等	1,820 円	1,121 円 (61.59)

① 店長

実際の売上金で施設の運営費全てを賄うこととする指定管理協定における特殊な職種。

職 種	6 年度	上昇率	7 年度	増額分
店長	1,250 円	0.00%	1,250 円	0 円

② 学芸員、生活相談員等

市の一般職職員（中級又は上級職）の初任給を基準に設定している職種。

職 種	6 年度	上昇率	7 年度	増額分
学芸員、生活相談員等	1,278 円	0.00%	1,278 円	0 円

③ 介護支援専門員

市の一般職職員（初級職）の初任給で設定している職種。

職 種	6 年度	上昇率	7 年度	増額分
介護支援専門員	1,353 円	0.00%	1,353 円	0 円

④ 施設の警備及び駐車場の整理業務等、設備の運転管理及び保守点検業務等

「施設の警備及び駐車場の整理業務等」及び「設備の運転管理及び保守点検業務等」は、国土交通省が公表する東京地区の建築保全業務労務単価の日割基礎単価を時給換算した80%の額を勘案して設定している職種。

職 種	6 年度	上昇率	7 年度	増額分
施設の警備及び駐車場の整理業務等	1,350 円	0.00%	1,350 円	0 円
設備の運転管理及び保守点検業務等	1,820 円	0.00%	1,820 円	0 円

令和 7 年度の市が定める最低額

職 種	5 年度	6 年度	7 年度
法定最低賃金	1,026 円	1,076 円	※1,129 円
清掃業務、調理員、運転士（普通乗用車）等	1,044 円	1,089 円	1,143 円
介護職員、生活支援員等（国家資格無し）	1,052 円	1,097 円	1,151 円
施設の維持管理事務員、運転士（バス）等	1,070 円	1,116 円	1,170 円
栄養士、保育士等	1,120 円	1,183 円	1,237 円
介護職員、生活支援員等（国家資格有り）	1,113 円	1,183 円	1,237 円
看護師、機能訓練指導員	1,154 円	1,225 円	1,279 円
店長	1,250 円	1,250 円	1,250 円
学芸員、生活相談員等	1,211 円	1,278 円	1,278 円
施設の警備及び駐車場の整理業務等	1,350 円	1,350 円	1,350 円
介護支援専門員	1,353 円	1,353 円	1,353 円
設備の運転管理及び保守点検業務等	1,820 円	1,820 円	1,820 円

※…4.87%上昇すると仮定して算出

【参考資料】

平成 27 年度以降の市が定める最低額、賃金構造基本統計調査、千葉県におけるハローワーク求人賃金下限及び法定最低賃金の金額等の推移は添付資料 4（37 ページ）参照、平成 27 年度を基準とした金額及び上昇率の推移（グラフ）は添付資料 5（38 ページ）及び添付資料 6（39 ページ）参照、保育士を基準とした公契約条例の最低額、賃金構造基本統計調査及びハローワーク求人賃金下限の比較は添付資料 7（40・41 ページ）

平成 22 年度以降の市長が定める賃金の最低額の推移のうち、工事又は製造の請負の契約は添付資料 8（42・43 ページ）、業務委託契約は添付資料 9（44 ページ）、指定管理協定は添付資料 10（45 ページ）

添付資料 4

市が定める最低額等の推移(業務委託、指定管理)

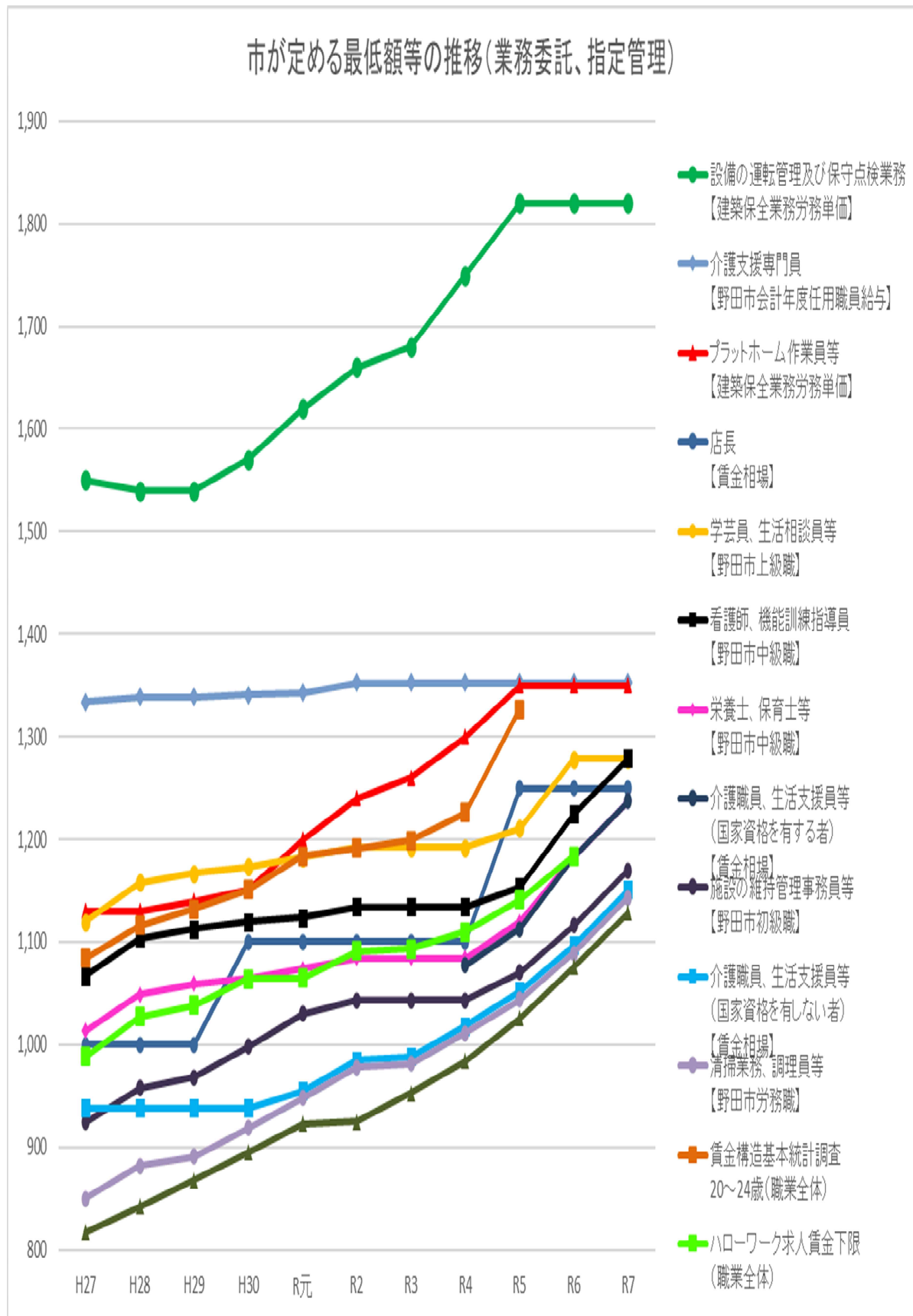
単位:円

職種		区分	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市が定める最低額	設備の運転管理及び保守点検業務【建築保全業務労務単価】	金額	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,820	1,820	1,820
		H27比 上昇額	-	-10	-10	20	70	110	130	200	270	270	270
		上昇率	-	-0.65%	-0.65%	1.29%	4.52%	7.10%	8.39%	12.90%	17.42%	17.42%	17.42%
		前年比 上昇額	-	-10	0	30	50	40	20	70	70	0	0
	介護支援専門員【野田市会計年度任用職員給与】	金額	1,334	1,339	1,339	1,341	1,343	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353
		H27比 上昇額	-	5	5	7	9	19	19	19	19	19	19
		上昇率	-	0.37%	0.37%	0.52%	0.67%	1.42%	1.42%	1.42%	1.42%	1.42%	1.42%
		前年比 上昇額	-	5	0	2	2	10	0	0	0	0	0
	施設の警備及び駐車場の整理業務等【建築保全業務労務単価】	金額	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	1,260	1,300	1,350	1,350	1,350
		H27比 上昇額	-	0	10	20	70	110	130	170	220	220	220
		上昇率	-	0.00%	0.88%	1.77%	6.19%	9.73%	11.50%	15.04%	19.47%	19.47%	19.47%
		前年比 上昇額	-	0	10	10	50	40	20	40	50	0	0
	店長【賃金相場】	金額	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,250	1,250	1,250
		H27比 上昇額	-	0	0	100	100	100	100	100	250	250	250
		上昇率	-	0.00%	0.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	25.00%	25.00%	25.00%
		前年比 上昇額	-	0	0	100	0	0	0	0	150	0	0
	学芸員、生活相談員等【野田市上級職】	金額	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192	1,211	1,278	1,278
		H27比 上昇額	-	38	47	53	62	72	72	72	91	158	158
		上昇率	-	3.39%	4.20%	4.73%	5.54%	6.43%	6.43%	6.43%	8.13%	14.11%	14.11%
		前年比 上昇額	-	38	9	6	9	10	0	0	19	67	0
	看護師、機能訓練指導員【野田市中級職】	金額	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	1,134	1,154	1,225	1,279
		H27比 上昇額	-	37	46	53	57	67	67	67	87	158	212
		上昇率	-	3.47%	4.31%	4.97%	5.34%	6.28%	6.28%	6.28%	8.15%	14.81%	19.87%
		前年比 上昇額	-	37	9	7	4	10	0	0	20	71	54
	栄養士、保育士等【野田市中級職】	金額	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084	1,120	1,183	1,237
		H27比 上昇額	-	36	46	52	61	71	71	71	107	170	224
		上昇率	-	3.55%	4.54%	5.13%	6.02%	7.01%	7.01%	7.01%	10.56%	16.78%	22.11%
		前年比 上昇額	-	36	10	6	9	10	0	0	36	63	54
	介護職員、生活支援員等(国家資格有り)【賃金相場】	金額	-	-	-	-	-	-	-	1,077	1,113	1,183	1,237
		H27比 上昇額	-	-	-	-	-	-	-	-	36	106	160
		上昇率	-	-	-	-	-	-	-	-	3.34%	9.84%	14.86%
		前年比 上昇額	-	-	-	-	-	-	-	-	36	70	54
	施設の維持管理事務員等【野田市初級職】	金額	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043	1,070	1,116	1,170
		H27比 上昇額	-	34	44	74	106	119	119	119	146	192	246
		上昇率	-	3.68%	4.76%	8.01%	11.47%	12.88%	12.88%	12.88%	15.80%	20.78%	26.62%
		前年比 上昇額	-	34	10	30	32	13	0	0	27	46	54
	介護職員、生活支援員等(国家資格無し)【賃金相場】	金額	938	938	938	938	955	985	988	1,018	1,052	1,097	1,151
		H27比 上昇額	-	0	0	0	17	47	50	80	114	159	213
		上昇率	-	0.00%	0.00%	0.00%	1.81%	5.01%	5.33%	8.53%	12.15%	16.95%	22.71%
		前年比 上昇額	-	0	0	0	17	30	3	30	34	45	54
	清掃業務、調理員等【野田市労務職】	金額	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143
		H27比 上昇額	-	32	41	69	98	128	131	161	194	239	293
		上昇率	-	3.76%	4.82%	8.12%	11.53%	15.06%	15.41%	18.94%	22.82%	28.12%	34.47%
		前年比 上昇額	-	32	9	28	29	30	3	30	33	45	54
	賃金構造基本統計調査20～24歳(職業全体)	金額	1,084	1,116	1,132	1,151	1,184	1,191	1,199	1,226	1,327	-	-
		H27比 上昇額	-	32	48	67	100	107	115	142	243	-	-
		上昇率	-	2.95%	4.43%	6.18%	9.23%	9.87%	10.61%	13.10%	22.42%	-	-
		前年比 上昇額	-	32	16	19	33	7	8	27	101	-	-
	ハローワーク求人賃金下限(職業全体)※2	金額	988	1,027	1,038	1,064	1,065	1,091	1,093	1,110	1,141	1,184	-
		H27比 上昇額	-	39	50	76	77	103	105	122	153	196	-
		上昇率	-	3.95%	5.06%	7.69%	7.79%	10.43%	10.63%	12.35%	15.49%	19.84%	-
		前年比 上昇額	-	39	11	26	1	26	2	17	31	43	-
	千葉県最低賃金	金額	817	842	868	895	923	925	953	984	1,026	1,076	1,129
		H27比 上昇額	-	25	51	78	106	108	136	167	209	259	312
		上昇率	-	3.06%	6.24%	9.55%	12.97%	13.22%	16.65%	20.44%	25.58%	31.70%	38.19%
		前年比 上昇額	-	25	26	27	28	2	28	31	42	50	53
		上昇率	-	3.06%	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%	3.25%	4.27%	4.87%	4.87%

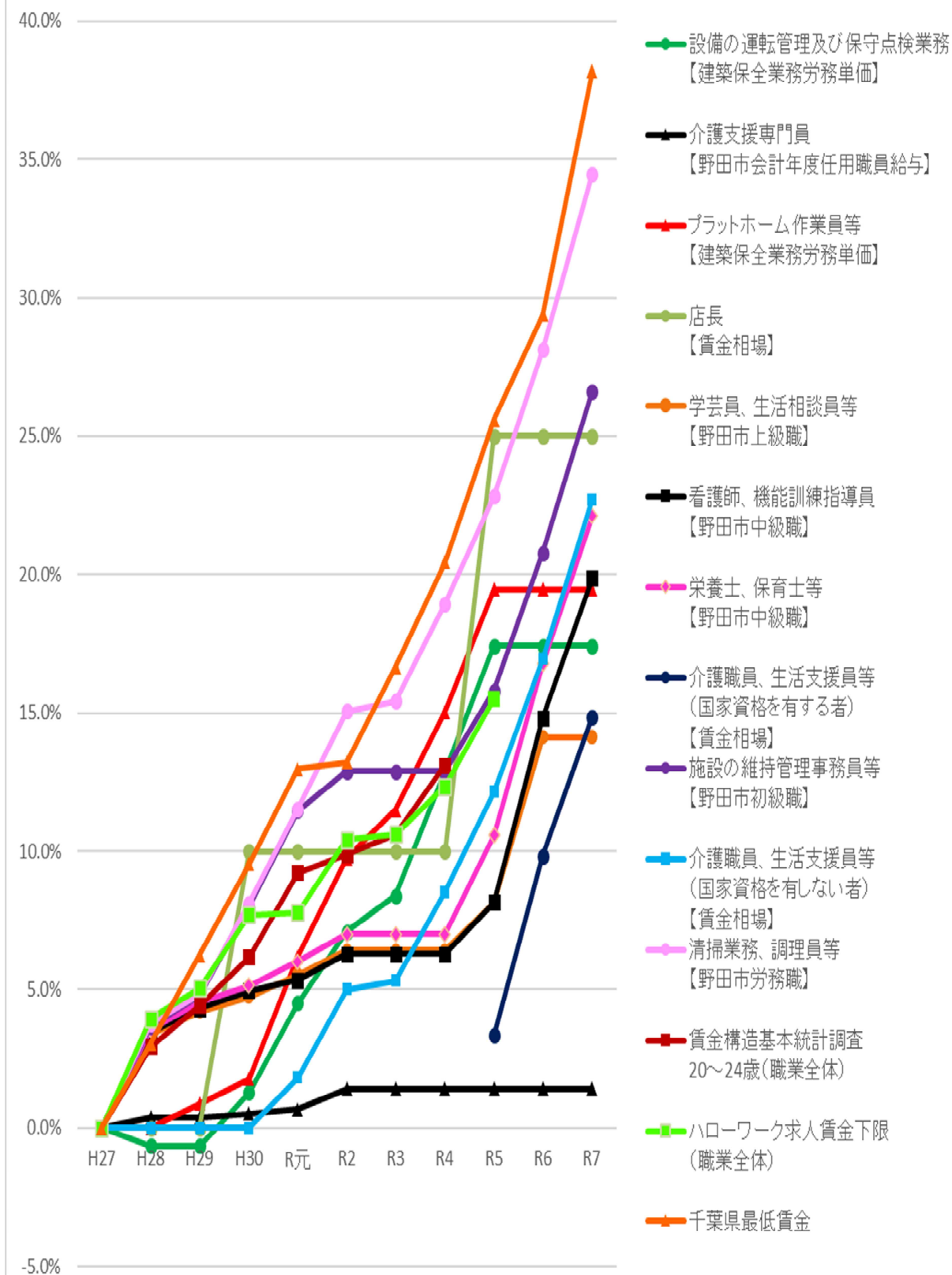
※1…介護職員、生活支援員等(国家資格を有する者)はR4との比較

※2…千葉県労働局が公表する各年度4月の求人賃金下限

※3…R6最低賃金は、上昇率が4.87%と仮定して算出



市が定める最低額等の平成27年度を基準とした上昇率の推移
(業務委託、指定管理)



添付資料 7

保育士を基準とした公契約条例の最低額、賃金構造基本統計調査及びハローワーク求人賃金下限額の比較

No.	職種	公契約条例の 最低額(円)	賃金構造基本 統計調査 20～24歳平均 給与(円)	ハローワーク 求人賃金下限 額(円)	公契約条例の 最低額	賃金構造基本 統計調査	ハローワーク 求人賃金下限 額
1	施設の設備又は機器の保守点検業務	1,820	1,389	1,121	1.63	1.09	0.91
2	施設の設備又は機器の運転又は管理業務	1,820	1,389	1,121	1.63	1.09	0.91
3	プラント保安要員	1,820	1,389	1,121	1.63	1.09	0.91
4	中央操作員	1,820	1,389	1,121	1.63	1.09	0.91
5	重機オペレータ	1,820	1,389	1,121	1.63	1.09	0.91
6	給食設備管理員	1,820	1,389	1,121	1.63	1.09	0.91
7	施設の包括管理	1,820	1,389	1,121	1.63	1.09	0.91
8	介護支援専門員	1,353	1,340	1,237	1.21	1.05	1.00
9	施設の警備及び駐車場の整理業務	1,350	1,275	1,165	1.21	1.00	0.94
10	プラントホーム作業員	1,350	1,263	1,142	1.21	0.99	0.92
11	保健師	1,211	1,756	1,583	1.08	1.38	1.28
12	図書館業務従事者	1,211	1,226	1,518	1.08	0.96	1.23
13	学芸員	1,211	1,226	1,518	1.08	0.96	1.23
14	生活相談員	1,211	1,272	1,237	1.08	1.00	1.00
15	看護師	1,154	1,497	1,583	1.03	1.17	1.28
16	准看護師	1,154	1,282	1,583	1.03	1.00	1.28
17	機能訓練指導員	1,154	1,454	1,237	1.03	1.14	1.00
18	店長	1,250	1,199	1,113	1.12	0.94	0.90
19	相談支援専門員	1,120	1,272	1,237	1.00	1.00	1.00
20	訪問支援員	1,120	1,272	1,237	1.00	1.00	1.00
21	児童指導員	1,120	1,272	1,237	1.00	1.00	1.00
22	栄養士	1,120	1,221	1,328	1.00	0.96	1.07
23	保育士	1,120	1,277	1,237	1	1	1
24	児童厚生員	1,120	1,272	1,237	1.00	1.00	1.00
25	職業指導員(国家資格なし)	1,113	1,272	1,237	0.99	1.00	1.00
26	介護職員(国家資格なし)	1,113	1,257	1,181	0.99	0.98	0.95
27	生活支援員(国家資格なし)	1,113	1,257	1,237	0.99	0.98	1.00
28	支援員(国家資格なし)	1,113	1,257	1,237	0.99	0.98	1.00
29	運転士	1,070	1,200	1,204	0.96	0.94	0.97
30	給食配送員(運搬員)	1,070	1,263	1,142	0.96	0.99	0.92

保育士を基準とした公契約条例の最低額、賃金構造基本統計調査及びハローワーク求人賃金下限額の比較

No.	職種	公契約条例の 最低額(円)	賃金構造基本 統計調査 20～24歳平均 給与(円)	ハローワーク 求人賃金下限 額(円)	公契約条例の 最低額	賃金構造基本 統計調査	ハローワーク 求人賃金下限 額
31	施設の電話交換、受付及び案内業務	1,070	1,310	1,125	0.96	1.03	0.91
32	施設の電話交換、受付及び案内業務	1,070	1,301	1,125	0.96	1.02	0.91
33	舞台機器操作業務	1,070	1,194	1,208	0.96	0.94	0.98
34	コンピュータ指導員	1,070	1,183	1,518	0.96	0.93	1.23
35	トレーニング室トレーナー	1,070	1,183	1,518	0.96	0.93	1.23
36	施設の維持管理事務員	1,070	1,217	1,125	0.96	0.95	0.91
37	水泳場管理業務	1,070	1,209	1,165	0.96	0.95	0.94
38	火葬業務	1,070	1,250	1,125	0.96	0.98	0.91
39	職業指導員(国家資格なし)	1,052	1,272	1,237	0.94	1.00	1.00
40	介護職員(国家資格なし)	1,052	1,257	1,181	0.94	0.98	0.95
41	生活支援員(国家資格なし)	1,052	1,257	1,237	0.94	0.98	1.00
42	支援員(国家資格なし)	1,052	1,257	1,237	0.94	0.98	1.00
43	手選別作業員	1,052	1,233	1,078	0.94	0.97	0.87
44	事務補助員	1,044	1,209	1,125	0.93	0.95	0.91
45	コミュニティ会館業務従事者	1,044	1,209	1,125	0.93	0.95	0.91
46	夜間業務従事者	1,044	1,209	1,125	0.93	0.95	0.91
47	計量業務員	1,044	1,209	1,125	0.93	0.95	0.91
48	販売員	1,044	1,199	1,113	0.93	0.94	0.90
49	給食調理員 調理員	1,044	1,234	1,092	0.93	0.97	0.88
50	給食配膳員	1,044	1,164	1,123	0.93	0.91	0.91
51	駐輪場整理業務	1,044	1,304	1,094	0.93	1.02	0.88
52	水泳場救助員・監視員	1,044	1,195	1,165	0.93	0.94	0.94
53	清掃業務	1,044	1,197	1,102	0.93	0.94	0.89
54	除草作業員	1,044	1,233	1,078	0.93	0.97	0.87
55	用務員	1,044	1,233	1,078	0.93	0.97	0.87
56	学芸員補助	1,044	1,226	1,518	0.93	0.96	1.23
57	資料整理員	1,044	1,209	1,125	0.93	0.95	0.91
58	生活支援員補助	1,044	1,257	1,237	0.93	0.98	1.00
59	子育て支援員	1,044	1,272	1,237	0.93	1.00	1.00
60	手選別作業員(障がい者等)	1,026	1,233	1,078	0.92	0.97	0.87

※賃金構造基本統計調査は、厚生労働省が公表する令和5年賃金構造基本統計調査(6月時)の職種(小分類)、年齢階級別、企業規模10～99人を適用

※ハローワーク求人賃金下限額は、千葉労働局が公表する令和6年3月の常用的パートタイム求人賃金下限額を適用

添付資料 8

市長が定める賃金の最低額（工事又は製造の請負の契約）

H22からH24まで：公共工事設計労務単価の80%以上

H25以後：同単価の85%以上

(円/時間)

	職種	H22	H23	H24	H25	H26. 2	H26. 4	H27. 2	H28. 2	H29. 3	H30. 3	H31. 3	R2. 3	R3. 3	R4. 3	R5. 3	R6. 3
1	特殊作業員	1,680	1,650	1,630	2,040	2,232	2,232	2,274	2,359	2,349	2,412	2,519	2,561	2,572	2,667	2,784	2,933
2	普通作業員	1,330	1,360	1,340	1,743	1,839	1,839	1,924	1,987	1,977	2,030	2,115	2,157	2,179	2,242	2,402	2,540
3	軽作業員	1,030	1,010	1,030	1,297	1,371	1,371	1,392	1,445	1,435	1,477	1,541	1,573	1,584	1,584	1,711	1,785
4	造園工	1,560	1,600	1,570	1,987	2,094	2,094	2,136	2,115	2,136	2,210	2,253	2,253	2,295	2,338	2,529	2,742
5	法面工	1,620	1,650	1,750	2,210	2,391	2,391	2,465	2,550	2,593	2,635	2,699	2,731	2,731	2,827	3,039	3,167
6	とび工	1,730	1,770	1,870	2,359	2,550	2,550	2,635	2,731	2,784	2,837	2,901	2,944	2,997	2,997	3,209	3,347
7	石工	1,930	1,890	1,940	2,455	2,582	2,582	2,625	2,593	2,752	2,859	2,912	2,922	2,922	2,922	3,156	3,337
8	ブロック工	1,940	1,910	1,880	2,285	2,402	2,402	2,465	2,391	2,540	2,635	2,689	2,689	2,689	2,689	2,922	3,092
9	電工	1,790	1,820	1,830	2,189	2,285	2,285	2,285	2,264	2,306	2,359	2,487	2,487	2,508	2,604	2,805	2,922
10	鉄筋工	1,800	1,840	1,900	2,391	2,593	2,593	2,678	2,774	2,827	2,880	2,944	2,986	2,986	3,050	3,145	3,337
11	鉄骨工	1,690	1,650	1,690	2,136	2,317	2,317	2,391	2,476	2,519	2,561	2,625	2,657	2,657	2,657	2,731	2,880
12	塗装工	1,710	1,710	1,820	2,295	2,487	2,487	2,572	2,667	2,710	2,763	2,827	2,859	2,954	3,071	3,167	3,305
13	溶接工	1,840	1,880	1,930	2,434	2,635	2,635	2,720	2,816	2,869	2,922	2,986	3,029	3,124	3,124	3,241	3,379
14	特殊運転手	1,640	1,650	1,680	2,115	2,221	2,221	2,264	2,349	2,338	2,402	2,508	2,550	2,593	2,667	2,912	3,029
15	一般運転手	1,550	1,520	1,510	1,892	1,987	1,987	2,019	2,094	2,083	2,136	2,232	2,264	2,295	2,380	2,529	2,657
16	潜かん工	適用外	2,060	2,070	2,540	2,752	2,752	2,827	2,975	3,029	3,082	3,156	3,188	3,230	3,305	3,411	3,719
17	潜かん世話役		2,450	2,460	3,018	3,252	3,252	3,347	3,517	3,581	3,645	3,730	3,772	3,804	3,921	4,240	4,410
18	さく岩工	1,710	1,750	1,830	2,306	2,497	2,497	2,593	2,816	2,869	2,922	3,145	3,177	3,284	3,326	3,613	3,772
19	トンネル特殊工	1,840	1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	3,050	3,124	3,209	3,209	3,284	3,390	3,698
20	トンネル作業員	1,580	1,540	1,640	2,062	2,232	2,232	2,317	2,412	2,455	2,497	2,550	2,582	2,635	2,689	2,859	3,114
21	トンネル世話役	2,040	2,050	2,160	2,731	2,954	2,954	3,050	3,177	3,230	3,358	3,432	3,592	3,592	3,613	3,889	4,091
22	橋りょう特殊工	2,010	1,970	2,020	2,540	2,795	2,795	2,890	2,997	3,050	3,103	3,177	3,220	3,252	3,252	3,369	3,517
23	橋りょう塗装工	2,130	2,050	2,100	2,646	2,859	2,859	2,965	3,092	3,145	3,199	3,273	3,315	3,315	3,315	3,326	3,560
24	橋りょう世話役	2,280	2,230	2,290	2,890	3,135	3,135	3,241	3,358	3,422	3,485	3,570	3,613	3,730	3,751	3,868	4,027
25	土木一般世話役	1,840	1,800	1,860	2,264	2,380	2,380	2,412	2,380	2,412	2,497	2,540	2,550	2,635	2,742	2,986	3,188
26	高級船員	適用外	2,300	2,260	2,752	2,890	2,890	2,933	2,901	2,933	3,039	3,092	3,103	3,241	3,241	3,549	3,868
27	普通船員		1,780	1,760	2,147	2,264	2,264	2,306	2,285	2,317	2,402	2,444	2,455	2,561	2,572	2,816	3,124
28	潜水士		2,630	2,700	3,400	3,677	3,677	3,794	3,932	4,006	4,080	4,176	4,229	4,261	4,367	4,665	4,856
29	潜水連絡員		1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	2,901	2,965	3,007	3,103	3,220	3,496	3,655
30	潜水送気員		1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	2,901	2,965	3,007	3,050	3,156	3,422	3,581
31	山林砂防工		1,980	1,990	2,519	2,657	2,657	2,710	2,678	2,710	2,805	2,859	2,859	2,859	2,859	3,082	3,252
32	軌道工	2,950	3,020	3,210	4,049	4,389	4,389	4,537	4,697	4,782	4,867	4,984	5,037	5,207	5,409	5,812	6,057
33	型わく工	1,660	1,660	1,700	2,147	2,327	2,327	2,402	2,487	2,529	2,572	2,635	2,667	2,699	2,720	2,816	3,071
34	大工	1,910	1,870	1,930	2,434	2,635	2,635	2,710	2,540	2,582	2,625	2,689	2,720	2,720	2,720	2,922	3,050
35	左官	1,760	1,730	1,780	2,338	2,529	2,529	2,614	2,710	2,752	2,805	2,869	2,901	2,901	2,954	3,092	3,220
36	配管工	1,820	1,780	1,710	2,051	2,147	2,147	2,179	2,157	2,200	2,253	2,370	2,370	2,444	2,508	2,667	2,795
37	はつり工	1,620	1,580	1,680	2,200	2,380	2,380	2,391	2,487	2,529	2,572	2,635	2,667	2,667	2,720	2,901	3,029
38	防水工	1,710	1,750	1,880	2,465	2,678	2,678	2,763	2,869	2,922	2,975	3,039	3,082	3,082	3,124	3,369	3,507
39	板金工	1,700	1,740	1,820	2,380	2,572	2,572	2,657	2,752	2,805	2,859	2,922	2,965	3,039	3,092	3,262	3,432
40	タイル工	1,820	1,780	1,830	2,306	2,497	2,497	2,561	2,253	2,295	2,349	2,423	2,476	2,508	2,572	2,710	2,784
41	サッシ工	1,680	1,650	1,690	2,189	2,370	2,370	2,444	2,529	2,572	2,614	2,678	2,710	2,720	2,827	3,060	3,209
42	屋根ふき工	1,620	1,610	1,590	1,977	2,115	2,115	2,210	2,317	2,391	2,465	2,550	2,614	2,635	2,710	2,848	3,018
43	内装工	1,740	1,710	1,750	2,264	2,444	2,444	2,625	2,720	2,763	2,816	2,880	2,922	2,954	2,954	3,135	3,284
44	ガラス工	1,640	1,630	1,660	2,104	2,285	2,285	2,370	2,465	2,508	2,550	2,614	2,646	2,731	2,805	3,050	3,167
45	建具工	1,560	1,560	1,870	2,359	2,455	2,455	2,317	2,412	2,455	2,497	2,572	2,635	2,667	2,742	2,880	2,880
46	ダクト工	1,570	1,600	1,580	1,966	2,147	2,147	2,147	2,125	2,168	2,221	2,338	2,338	2,402	2,487	2,710	2,816
47	保温工	1,740	1,680	1,650	1,966	2,125	2,125	2,200	2,189	2,232	2,285	2,402	2,412	2,412	2,455	2,667	2,774
48	建築ブロック工	1,700	1,660	1,690	2,136	2,264	2,264	2,349	2,465	2,370	2,423	2,497	2,561	2,593	2,657	2,795	2,890
49	設備機械工	1,820	1,770	1,700	2,125	2,232	2,232	2,242	2,221	2,264	2,317	2,444	2,444	2,444	2,476	2,699	2,805
50	交通誘導員A	910	920	920	1,148	1,297	1,297	1,339	1,392	1,424	1,456	1,562	1,594	1,605	1,679	1,839	1,945
51	交通誘導員B	850	860	840	1,042	1,137	1,137	1,159	1,212	1,233	1,265	1,360	1,382	1,435	1,467	1,594	1,700
	51職種平均	1,722	1,777	1,818	2,285	2,455	2,455	2,520	2,579	2,622	2,684	2,763	2,798	2,837	2,892	3,080	3,242

H22からH24まで：公共工事設計労務単価の80%以上

H25以後：同単価の85%以上

職種	H22	H23	H24	H25	H26. 2	H26. 4	H27. 2	H28. 2	H29. 3	H30. 3	H31. 3	R2. 3	R3. 3	R4. 3	R5. 3	R6. 3
52 電気通信技術者	適用外	2,650	2,680	2,869	2,869	2,880	2,997	3,071	3,103	3,188	3,326	3,379	3,390	3,517	3,666	3,857
53 電気通信技術員		1,830	1,840	1,966	1,966	1,977	2,019	2,062	2,083	2,147	2,232	2,274	2,285	2,370	2,465	2,593
54 製作工（橋梁）		2,240	2,450	2,689	2,752	2,752	2,784	2,805	2,859	2,859	2,880	2,922	2,922	2,954	3,050	3,135
55 機械工		1,880	1,930	2,434	2,635	2,635	2,720	2,816	2,869	2,922	2,986	3,029	3,124	3,124	3,241	3,379
56 助手		1,360	1,340	1,743	1,839	1,839	1,924	1,987	1,977	2,030	2,115	2,157	2,179	2,242	2,402	2,540
57 船団長		2,300	2,260	2,752	2,890	2,890	2,933	2,901	2,933	3,039	3,092	3,103	3,241	3,241	3,549	3,868
58 潜水世話役		2,630	2,700	3,400	3,677	3,677	3,794	3,932	4,006	4,080	4,176	4,229	4,261	4,367	4,665	4,856
59 船夫		1,780	1,760	2,147	2,264	2,264										
60 機械設備製作工		2,270	2,260	2,402	2,402	2,402	2,423	2,423	2,465	2,540	2,614	2,689	2,699	2,710	3,007	3,177
61 機械設備据付工		1,960	1,950	2,104	2,147	2,147	2,147	2,147	2,179	2,232	2,317	2,550	2,593	2,720	2,848	3,007
全職種平均		1,828	1,867	2,312	2,469	2,470	2,538	2,594	2,636	2,698	2,777	2,817	2,857	2,913	3,100	3,262

添付資料 9

市長が定める賃金の最低額（業務委託契約）

（円／時）

No.	業種・職種		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	
1	施設の設備又は機器の 運転又は管理業務		829	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,820	1,820	1,820	
2	施設の設備又は機器の 保守点検業務		829	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,820	1,820	1,820	
3	施設の清掃業務		829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,089	
4	施設の電話交換、受付 及び案内業務		適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,032	1,032	1,051	1,070	1,116	1,170	
5	施設の警備及び駐車場 整理業務		適用外	950	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	1,260	1,300	1,350	1,350	1,350	
—	野田市文化会館の舞台 の設備又は機器の運転 業務		829	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	
6	不 燃 物 処 理 施 設 運 転 管 理 業 務	事務員補助	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	
7		プラント保安要員	適用外	適用外	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,820	1,820	1,820	
8		中央操作員	適用外	適用外	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,820	1,820	1,820	
9		重機オペレータ	適用外	適用外	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,820	1,820	1,820	
10		計量業務員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	
11		プラットフォーム作 業員	適用外	適用外	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	1,260	1,300	1,350	1,350	1,350	
12		手選別作業員	適用外	適用外	848	848	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018	1,052	1,097	1,151	
13		手選別作業員 (障がい者等)	適用外	適用外	756	777	798	817	817	842	868	895	923	925	953	984	1,026	1,076	
—	学 校 給 食 関 連 業 務	清掃作業員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	
14		除草作業員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	
15		給食調理員	適用外	適用外	適用外	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	
16		給食配膳員	適用外	適用外	適用外	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	
17		給食配送員 (運搬員)	適用外	適用外	適用外	935	935	957	991	1,000	1,031	1,039	1,051	1,051	1,051	1,070	1,116	1,170	
18		給食設備管理員	適用外	適用外	適用外	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,820	1,820	1,820	
19		施設の包括管理	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,750	1,820	1,820	1,820
—		清掃作業員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,011	1,044	1,089	1,143
—	事務員補助	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,011	1,044	1,089	1,143	

添付資料 10

市長が定める賃金の最低額（指定管理協定） ※職種五十音順

(円/時間)

No.	職種	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07
1	受付等事務補助員 (事務補助)	829	830	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143
2	運転士(バス)	適用外	適用外	935	935	935	957	991	1,000	1,031	1,039	1,051	1,051	1,051	1,070	1,116	1,170
	運転士(普通車)	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,089	1,143
3	栄養士	適用外	適用外	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084	1,120	1,183	1,237
4	介護支援専門員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,235	1,334	1,339	1,339	1,341	1,343	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353
5	介護職員 (国家資格を有しない者)	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018	1,052	1,097	1,151
6	介護職員 (国家資格を有する者)	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,077	1,113	1,183	1,237
7	学芸員	適用外	適用外	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192	1,211	1,278	1,278
8	学芸員補助員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143
9	火葬業務	829	829	829	829	912	933	965	975	981	990	1,003	1,003	1,034	1,070	1,116	1,170
10	看護師	829	1,031	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	1,134	1,154	1,225	1,279
11	看護師(准看護師を含む)	適用外	適用外	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	1,134	1,154	1,225	1,279
12	機能訓練指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	1,134	1,154	1,225	1,279
13	子育て支援員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,011	1,044	1,089	1,143
14	コミュニティ会館業務 従事者	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143
15	コンピュータ指導員	適用外	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043	1,070	1,116	1,170
16	支援員 (国家資格を有しない者)	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018	1,052	1,097	1,151
17	支援員 (国家資格を有する者)	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,077	1,113	1,183	1,237
18	施設の維持管理事務員 (事務員)	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043	1,070	1,116	1,170
19	自転車等駐車場管理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143
20	児童厚生員(体力増進指導 者・年長児童指導者も含め る)	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,084	1,120	1,183	1,237
21	児童指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084	1,120	1,183	1,237
22	職業指導員 (国家資格を有しない者)	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018	1,052	1,097	1,151
23	職業指導員 (国家資格を有する者)	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,077	1,113	1,183	1,237
24	資料整理員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143
25	水泳場管理業務	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043	1,070	1,116	1,170
26	水泳場救助員・監視員	829	830	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143
27	生活支援員 (国家資格を有しない者)	適用外	適用外	848	848	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018	1,052	1,097	1,151
28	生活支援員 (国家資格を有する者)	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,077	1,113	1,183	1,237
29	生活支援員補助	適用外	適用外	830	830	830	850	882	895	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143
30	生活相談員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192	1,211	1,278	1,278
31	清掃業務	829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143
32	設備の運転管理及び保守点検 業務	適用外	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,820	1,820	1,820
33	相談支援専門員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084	1,120	1,183	1,237
34	駐車場整理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143
35	駐輪場整理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143
36	調理員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143
37	店長	適用外	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,250	1,250	1,250
38	図書館業務従事者	適用外	適用外	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192	1,211	1,278	1,278
39	トレーニング室トレーナー	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043	1,070	1,116	1,170
40	販売員	適用外	適用外	850	850	850	850	850	850	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143
41	舞台機器操作業務	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,032	1,032	1,051	1,070	1,116	1,170
42	保育士	適用外	適用外	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084	1,120	1,183	1,237
43	保育補助	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,089	1,143
44	訪問支援員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084	1,120	1,183	1,237
45	保健師	適用外	適用外	適用外	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192	1,211	1,278	1,278
46	夜間管理業務	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143
47	用務員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143